

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

建設局

目 次

	頁
I 建設局予算の概要	4
II 建設局所管歳入歳出予算総括表	21
III 一般会計	23
1. 歳入歳出予算一覧表	24
2. 歳入予算の説明	25
3. 歳出予算一覧表	29
4. 歳出予算の説明	31
5. 債務負担行為	39
IV 駐車場事業費	40
1. 歳入歳出予算一覧表	41
2. 歳入予算の説明	42
3. 歳出予算一覧表	43
4. 歳出予算の説明	44
5. 債務負担行為	45
V 下水道事業会計	46
1. 予算の概要	47
(1) 総則	
(2) 業務の予定量	
(3) 収益的収入及び支出	
(4) 資本的収入及び支出	
(5) 債務負担行為	
(6) 企業債	
(7) 一時借入金	
(8) 予定支出の各項の経費の金額の流用	
(9) 他会計からの補助金	
(10) たな卸資産購入限度額	
2. 令和7年度神戸市下水道事業会計予算実施計画	52

3.	令和7年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	56
4.	令和7年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	57
5.	令和6年度神戸市下水道事業会計予定損益計算書	60
6.	令和6年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	62
VI	関連議案	65
	第10号議案 神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件...	66
	第17号議案 神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件・	72
	第18号議案 神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定 に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部 を改正する等の条例の件.....	77
	第19号議案 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備 に関する条例の一部を改正する条例の件.....	101

I 建設局予算の概要

I 建設局予算の概要

<総括事項>

建設局では、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて、神戸が誇る豊かな森林や里山を次世代に継承していくための保全・活用に向けた施策を積極的に展開するほか、都心三宮や駅前空間、公園等における公共空間のリノベーションに引き続き取り組む。

また、多様化・激甚化する災害や社会情勢・環境の変化から市民の安全・安心な暮らしを守るため、都市活動の基盤となる道路や公園、河川、下水道等の強靱化や防災力の強化に向けた取組みを推進する。

<主要な事業の概要>

1. 持続可能な神戸を創る

(1) 持続可能な地域循環型社会の実現

①森林・里山の再生

【予算額：223,223千円(うち令和6年度2月補正20,000千円)】

神戸市における森林の多くを占める広葉樹林について、伐採や下刈り等の森林整備を行うほか、搬出された市産材を積極的に活用するための拠点となる木材ストックヤードを拡充し、森林資源の循環を促進する。

また、森林整備や木材活用等に関わる様々な担い手の方々との情報共有や新たなつながりを作るための「こうべ森と木のプラットフォーム」の取組みを充実させ、民間事業者との連携促進による市産材の有効活用や里山が抱える課題の解決、民間所有林における森林保全活動等を拡充し、災害に強く豊かな森として次世代に引き継いでいく。

これらの取組みをより積極的に展開していくため、「森の未来都市神戸推進本部（仮称）」を立ち上げ、官民や庁内の横断的な連携を強化し森林施策を推進する。



里山広葉樹林（北区山田町）



木材普及イベント（しあわせの村）



こうべ森と木のプラットフォーム 模式図

②まちの緑化

【予算額：172,000千円(うち令和6年度2月補正88,000千円)】

魅力ある都心部の緑化空間を創出するため、まちなかに新たな緑陰を創出する「こうべ木陰プロジェクト」について、ふるさと納税やクラウドファンディング、企業協賛等、市民や民間事業者との連携による取組みを引き続き推進する。

また、東遊園地や京町筋等における自然を感じられる植栽(Living Nature Kobe)等、都心三宮再整備と連携した緑化施策を進める。

さらに、市有遊休地において緑を活かした活用を図るため、玉津健康福祉ゾーンにおいて新たな公園整備に向けた検討を行うほか、神戸の魅力や緑の取組みを国内外に発信するため、「2027年国際園芸博覧会」(横浜市)への出展に向けた設計を行う。



こうべ木陰プロジェクト(神戸国際会館前)

③資源循環「こうべ再生リン」プロジェクト

【予算額：542,082千円】

「こうべ再生リン」の取組みをより一層推進していくため、東灘処理場で稼働中のリン回収設備に続き、玉津処理場(2基目)、東灘処理場(3基目)において増設を図り、合計300t/年の供給体制を構築する。

【主要事業のスケジュール】

- 玉津処理場(2基目) 令和7年度 運転開始
- 東灘処理場(3基目) 令和7～8年度 工事
令和8年度 運転開始



資源循環「こうべ再生リン」プロジェクト

(2) 神戸の街の再生

①王子公園の再整備

【予算額：2,222,066千円（うち令和6年度2月補正159,500千円）】

公園施設の老朽化や社会環境の変化等の課題に対し、市民の健康増進やスポーツ振興の観点から施設の更新を進めるとともに、誰もが気軽に憩い・くつろげるより魅力的な王子公園にリノベーションするため、再整備事業を推進する。

令和7年度は、緑の広場や新スタジアム、立体駐車場等、公園内の複数施設について、設計や整備工事に着手するほか、王子公園駅周辺では、地下駐輪場等、都市交通施設の整備に向けた調査・設計を行う。

また、王子動物園において、プールの解体撤去工事が完了した後、サバンナゾーンや爬虫類館等の整備工事に着手する。



サバンナゾーン 整備イメージ（近景）



サバンナゾーン 整備イメージ（遠景）

②動物園の魅力向上

【予算額：693,924千円】

動物園に求められている種の保存や社会教育の推進等の役割を果たしていくため、今後より一層、大学や企業等との連携を図り、調査・研究の強化を進めていく。

また、SNSの発信等、様々な機会や媒体を活用して広報機能の拡充を図るとともに、園内で開催する講座やイベントの内容を充実し、またそれを動画配信する等、幅広い層が園内外において学び楽しめる取組みを実施する。

さらに、ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について、引き続き中国側と協議を進めていく。



コアラ
(令和6年6月誕生)



タンチョウ「天女」来園
(令和6年5月来園)

③駅周辺のリノベーション

【予算額：2,399,466千円(うち令和6年度2月補正525,008千円)】

神戸駅において、地下駐輪場の整備工事や周辺道路を含む駅前広場の設計を進める。

また、名谷駅や西神中央駅では引き続き、バスロータリーの上屋改修工事等を行うとともに、垂水駅では地下原付駐車場及び周辺道路等の整備を進める。

さらに、岡場駅や地下鉄長田駅においても、引き続き、駅前広場等の再整備工事を進めるほか、須磨海浜公園駅ではエスカレーター設置工事に着手する。

加えて、六甲道駅や兵庫駅において、市民参画型ワークショップ等を通じて広場設計への反映を行うとともに、鷹取駅では北側広場の高質化に向けた検討を進める。

【主要事業のスケジュール】

○神戸駅（地下駐輪場）	令和8年度	完了
（駅前広場・周辺道路）	令和12年度	完了
○名谷駅（バス停上屋改修等）	令和8年度	完了
（落合中央公園）	令和8年度	完了
○西神中央駅（バス停上屋改修等）	令和7年度	完了
○垂水駅（地下原付駐車場）	令和7年度	完了
（天神川垂水駅福田川線等）	令和7年度	完了
（バス停上屋改修）	令和7年度	完了
○岡場駅（岡場駅前線、駅前広場）	令和8年度	完了
○地下鉄長田駅（駅前空間）	令和7年度	完了
（駐輪場再整備）	令和8年度	完了
○須磨海浜公園駅（エスカレーター設置）	令和8年度	完了
○六甲道駅（地下駐輪場、駅前広場）	令和7年度	設計
○兵庫駅（地下駐輪場、駅前広場）	令和7年度	設計
○鷹取駅（北側広場）	令和7年度	設計



神戸駅前広場
整備イメージ



西神中央駅バスロータリー
整備イメージ

④KOBE公園プロジェクト

【予算額：250,600千円(うち令和6年度2月補正69,800千円)】

こどもの遊び場や健康づくりをサポートする拠点公園を整備するとともに、ボール遊び等、こどもが楽しむことができる公園づくりを推進するため、バスケットゴールや「ボールあそび・できること看板」、フェンスの増設等を行う。

また、公園の良好な環境を保ちつつ将来にわたり持続的に管理・運営していくことを目的として、若年層や子育て世代を含むあらゆる年代の方々が愛着や帰属意識を持ち、気軽に公園管理に参加することが出来るような仕組みづくりに取り組むほか、公園敷地の一部をレンタルスペースや菜園として貸し出す「オープンレンタルスペース」や「こうべ菜園プロジェクト」等の実証を進め、公園を活かした新たな価値やにぎわいの創出を図る。



バスケットゴール（長田区 神楽公園）

⑤公園施設・街路樹の計画的な更新

【予算額：2,139,229千円(うち令和6年度2月補正382,558千円)】

公園施設の安全を維持しつつ将来の管理コストを低減するため、大型公園施設や老朽化した遊具等の計画的な改築更新を推進するとともに、利用の少ない公園施設や植栽の適正化を進める。

また、街路樹がより健全に生育できる環境や安全で快適な歩行空間を確保するため、大木化・老木化した樹木の樹種転換や、交通安全上支障のある箇所や狭い歩道等における樹木の撤去等を推進する。

さらに、公園のトイレを誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー化や洋式化等による「公園トイレチェンジアクション」を推進する。



遊具の改築更新
(西区 糀南公園)



公園トイレチェンジアクション
(兵庫区 遠矢浜公園)

⑥坂のまち神戸プロジェクト

【予算額：45,000千円(令和6年度2月補正)】

「坂のまち神戸プロジェクト」の一環として、坂道における手すり・ベンチ等の補修や新設、バリアフリー化等の環境改善を実施することで、坂のまちにおける課題を解決し、暮らしの質を向上させる。

また、坂道の道標設置を進めることで、「坂のまち神戸」としてのまちの魅力を向上させる。



ベンチの新設
(垂水区 高丸)

⑦便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進

【予算額：894,152千円(うち令和6年度2月補正12,740千円)】

市営自転車駐車場において、子育て世帯を支援する優先スペース（おもいやりゾーン）の整備や割引制度（子育て世帯減額制度・親子お出かけサポート制度等）を継続するほか、駐輪場WEBサービス（定期利用の電子申請・キャッシュレス決済システム）の普及啓発を行う。

また、「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」を改正し、放置禁止区域外における放置自転車や自動二輪車の長期放置対策を強化する。

さらに、神出山田自転車道において、民間事業者と連携して、シェアサイクルを引き続き実施するとともに、地域行事と連携したサイクリングイベントの開催等、更なる利活用を促進するための検討を行う。



おもいやりゾーン
(東灘区 青木駅前自転車駐車場)



駐輪場定期券WEBサービス発券機

2. 新しい国際都市 神戸を創る

(1) 都心三宮・ウォーターフロントの再整備

① 都心三宮再整備

【予算額：2,961,900千円(うち令和6年度2月補正15,000千円)】

人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア(第1段階)」の実現に向けて、税関線の一部区間(三宮交差点・東遊園地周辺)において、歩道の拡幅や舗装の美装化、ライトアップを進めるほか、本庁舎2号館の再整備にあわせて、地下通路のリニューアルに向けた工事に着手し、安全で快適な歩行者環境の創出を図る。

また、三宮周辺地区と新港突堤西地区の回遊性向上を図るため、税関前歩道橋のリニューアルに向けた設計を進めるほか、交通安全対策を兼ねた税関本庁前交差点周辺の道路改良に向けた検討を行う。

さらに、神戸空港の国際化により利用者の増加が見込まれる神戸新交通「三宮駅」において、駅舎の美装化に向けた設計を行うほか、生田川右岸線において、道路機能の強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を進める。

加えて、神戸駅周辺では、元町とハーバーランド間の回遊性向上を図るため、ハーバーランド東(弁天)デッキの延伸工事を行う。

【主要事業のスケジュール】

○税関線の再整備(三宮交差点以南)	令和11年度	完了
○市役所本庁前地下通路のリニューアル	令和11年度	完了
○税関前歩道橋リニューアル	令和10年度	完了
○税関本庁前交差点周辺の道路改良検討	令和7年度	設計
○神戸新交通三宮駅的美装化	令和9年度	完了
○生田川右岸線の機能強化	令和7年度以降	完了
○ハーバーランド東(弁天)デッキの機能強化	令和7年度	完了



税関線道路改良工事
東遊園地付近からの全体イメージ



ハーバーランド東(弁天)デッキ
整備イメージ

(2) 陸海空の広域交通結節機能の強化

① 広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部等）の整備促進等

【予算額：3,335,146千円】

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパス等の整備を促進する。



大阪湾岸道路西伸部
整備状況



神戸西バイパス
整備状況

② 道路ネットワークの強化

【予算額：2,245,225千円（うち令和6年度2月補正554,015千円）】

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、須磨多聞線や垂水妙法寺線、玉津大久保線等の整備を推進する。

また、慢性的な渋滞が発生している神戸三木線（西盛口）において、交差点改良等による渋滞解消に向けた対策を推進するほか、神戸三田線において、阪神高速北神戸線料金割引社会実験を継続するとともに、小東山6交差点周辺では、これまで実施したハード対策に加えて、引き続き沿道の民間事業者と渋滞解消に向けたソフト対策について協議し、取り組む。

3. 市民のくらしと安全を守る

(1) 震災30年を踏まえた災害に強い都市づくり

①道路関連事業

【予算額：2,163,000千円】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐため、道路防災対策はもとより、抜本的な道路改良事業についても引き続き取り組む。

特に、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号(箕谷北)のバイパス整備を実施し、自然災害に強い道路ネットワークを確保するため、令和7年度よりトンネル本体工事を行う。

また、「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、引き続き着実に無電柱化事業を推進する。



国道428号(箕谷北)
整備状況

②橋梁・トンネル等の安全対策

【予算額：2,932,890千円】

道路法に基づく橋梁・トンネル等の定期点検を行い、発見された損傷箇所を計画的に修繕する等、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を行う。

また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査の計画的な実施による速やかな補修を進める。



橋梁点検
(北区 岩谷橋)



橋梁補修
(垂水区 高丸橋)

③治山・砂防関連事業

【予算額：1,949,925千円(うち令和6年度2月補正165,000千円)】

国や兵庫県と連携して砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む公園緑地や市有地での斜面对策を計画的に進める。

また、民有地における崩壊しがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の活用を推進する。

さらに、パトロール等による違法盛土の監視・指導及び既存盛土の安全性把握調査を行い、盛土規制法の適正な運用に努める。



土砂災害特別警戒区域の斜面对策前
(灘区 箕岡通)



土砂災害特別警戒区域の斜面对策後
(灘区 箕岡通)

④治水関連事業

【予算額：1,037,900千円(うち令和6年度2月補正150,000千円)】

まちの治水安全度を高めるため、妙法寺川等の二級河川において都市基盤河川改修事業を、長尾川等において準用・普通河川改修事業を実施する。

また、東灘区天神川等において治水対策として貯留施設の設計を進める。

⑤内水氾濫対策等の雨水関連事業

【予算額：2,403,691千円(うち令和6年度2月補正250,000千円)】

台風時の高潮による浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、浸水対策事業の令和7年度中の完了へ向けて、新しく整備した雨水幹線への切り替え等を行う。

また、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足している魚崎ポンプ場について、現ポンプ場を供用しながら第1期・第2期に分けて新ポンプ場に切り替える改築更新事業を進める。

さらに、「雨水浸水対策基本方針」に基づき、優先度の高い地区から地区別浸水対策基本計画の策定を順次進めるほか、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化等が必要な箇所や、特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き、必要な対策を実施する。

【主要事業のスケジュール】

○神戸駅周辺地区浸水対策事業	令和7年度	完了
○魚崎ポンプ場改築更新事業(第2期)	令和15年度	完了
○地区別浸水対策基本計画	令和7年度	完了
○内水圧のかかる雨水幹線の構造強化	令和9年度	完了



新東川崎ポンプ場整備事業
(中央区)



魚崎ポンプ場改築更新事業 (第1期)
(東灘区)

⑥防災・減災意識の向上

【予算額：22,194千円】

市民の防災・減災意識の向上を図るため、土砂災害・水害ハザードマップや避難のために必要な情報等を掲載した広報紙「くらしの防災ガイド」を全戸に配布するとともに、ハザードマップ（神戸市情報マップ）をWEB上で公開する。

⑦建設事務所の新設

【予算額：393,914千円(令和6年度2月補正)】

市民通報対応の迅速化や防災体制の強化による現場対応力の向上を図るため、北区において新たに2つ目の建設事務所を整備する。

【主要事業のスケジュール】

○建設事務所（新設） 令和9年度 運営開始



北区における新たな建設事務所
整備イメージ

(2) 安全・安心な地域づくり

①交通安全対策の推進

【予算額：150,000千円】

地域や交通管理者である警察との連携により危険箇所を把握し、歩道整備や交差点改良、防護柵の設置等、現場状況に合わせたきめ細やかな交通安全対策を引き続き推進する。

特に通学路について、教育委員会や警察等と連携し通学路の危険箇所を把握するほか、点検及び対策を行う「通学路プログラム」を引き続き実行するとともに、通学路のカラー化計画（令和6年3月策定）に基づき、歩行者空間の確保やドライバーへの注意喚起を目的とした路側帯のカラー化を推進し、通学児童の安全性向上を図る。



路側帯のカラー化

(東灘区本山第一小学校付近)

②公園樹木や街路樹の点検及び危険木の撤去

【予算額：1,160,000千円(令和6年度2月補正)】

近年、増加している倒木事故等を踏まえ、公園や道路の安全確保を目的として、公園や道路法面の樹木、街路樹の点検を実施するとともに、倒木の危険性がある樹木の伐採・撤去を行う。



街路樹の点検



公園の危険木伐採

③道路附属物等のリニューアル事業

【予算額：600,000千円(令和6年度2月補正)】

「見違えるまち」の創出に向けて、駅周辺のリノベーション事業に加えて、景観向上の観点で踏まえた道路附属物（手すり・ガードレール等）の整備や維持補修に取り組む。

また、まちを明るくし、誰もが安全・安心に通行することができるよう、住宅街や信号機のない横断歩道等において、まちなか街灯（防犯灯）の増設を推進する。



手すりの整備前
(神戸電鉄 箕谷駅周辺)



手すりの整備後
(神戸電鉄 箕谷駅周辺)

④老朽化した下水処理場の計画的な改築更新

【予算額：3,290,540千円(うち令和6年度2月補正608,812千円)】

昭和40年に供用を開始した西部処理場において、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進めるとともに、昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場における改築更新を進める。

また、東灘処理場においては汚泥処理施設の改築更新を進める。

【主要事業のスケジュール】

○西部処理場北系整備	令和9年度	完了
○ポートアイランド処理場改築更新	令和10年度	完了
○東灘処理場汚泥処理施設改築更新	令和10年度	完了



西部処理場北系整備（長田区）

⑤高温常態化対策

【予算額：69,700千円(うち令和6年度2月補正8,000千円)】

夏期の高温常態化対策として、東遊園地や磯上公園等における「ミスト」・「クールベンチ」の稼働や布引のトンネル湧水を活用した道路散水を行うほか、公共空間での日よけ設置による日陰創出の研究・実証等について、民間企業との協働により新技術を活用した対策に取り組む。

また、西元町駅のきらら広場において、緑陰やシェードの組み合わせによる日陰の創出やミストの設置、環境に配慮した木質系舗装等の活用により、クールスポットの整備を進める。



ミスト
(東遊園地)



きらら広場
整備イメージ

4. 活気と魅力あふれる神戸を創る

(1) 観光誘客の推進

①神戸登山プロジェクトの推進

【予算額：280,200千円(うち令和6年度2月補正157,500千円)】

「神戸登山プロジェクト」を推進し、市民や来街者が安全で快適に登山やハイキングを楽しめるよう、企業や市民との連携を図りながら、登山道整備や案内板設置を進めるとともに、自然歩道「KOBE 太陽と緑の道」の再整備を実施するほか、登山者向けの拠点施設として「トレイルステーション諏訪山」を新たに整備する。

また、六甲山系における自転車の利用を促進し、神戸の新たな魅力創出を図るため、森林植物園内(学習の森)においてマウンテンバイクコースを整備するほか、六甲山系の道路においてロードバイク利用者等の走行位置の目印となるカーブナンバー標識の更新を行う。



登山道 案内板



マウンテンバイクコース
(森林植物園(学習の森))

(2) スポーツ・芸術・文化を楽しむまちづくり

①公園におけるスポーツの推進

【予算額：25,000千円(令和6年度2月補正)】

大規模スポーツ施設の観戦環境の改善を図るため、ほっともっとフィールド神戸の観客席更新やノエビアスタジアム神戸の観客者用トイレ改修を実施する。

また、公園等において気軽にスケートボードを楽しめるよう、新たなスケートボード広場の整備に向けた検討を行う。



観戦環境の改善
(ほっともっとフィールド神戸)



スケートボード広場
(みなとのもり公園)

5. DXの活用による参画を進める

(1) 働き方改革の推進

①新技術を用いた道路・公園等の維持管理の効率化

【予算額：94,970千円(うち令和6年度2月補正35,000千円)】

美緑花ボランティア等、地域が管理する公園で自動芝刈機を試行的に導入し、作業の負担軽減を図るとともに、公園の維持管理を効率化・高度化する。

また、公園や道路における雑草対策の省力化や管理水準の向上に向けて、「建設局雑草対策プロジェクトチーム」により、新技術や若手職員のアイデアを活用し、対策の強化を図っていく。

さらに、職員技術研修所では、研修フィールドを活用した研修を行うとともに、外部機関が実施する研修の積極的な受講を推進する。



自動芝刈機
(東遊園地)



職員技術研修所
外観

Ⅱ 建設局所管歳入歳出予算総括表

II 建設局所管歳入歳出予算総括表

(単位 千円)

歳 入				歳 出			
会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率	会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率
			%				%
一 般 会 計	36,886,130	27,977,276	31.8	一 般 会 計	48,810,206	39,626,406	23.2
駐 車 場 事 業 費	1,108,720	990,496	11.9	駐 車 場 事 業 費	1,108,720	990,496	11.9
下 水 道 事 業 会 計	49,226,609	51,929,708	△ 5.2	下 水 道 事 業 会 計	73,323,950	66,251,161	10.7
収 益 的 収 入	35,844,402	35,958,037	△ 0.3	収 益 的 支 出	35,941,634	36,443,532	△ 1.4
資 本 的 収 入	13,382,207	15,971,671	△ 16.2	資 本 的 支 出	37,382,316	29,807,629	25.4
合 計	87,221,459	80,897,480	7.8	合 計	123,242,876	106,868,063	15.3

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
16	分担金及 負担金	228,798	9	土木費	48,810,205
	1 負担金	228,578		1 土木総務費	5,856,889
	2 分担金	220		2 道路橋梁費	7,509,846
17	使用料及 手数料	5,682,074		3 道路橋梁 整備費	20,502,761
	1 使用料	5,679,604		4 公園緑地費	6,342,606
	2 手数料	2,470		5 公園緑地 整備費	5,823,881
18	国庫支出金	5,852,476		6 河川砂防費	2,774,222
	1 負担金	5,852,476	14	災害復旧費	1
19	県支出金	461,437		1 災害復旧費	1
	1 負担金	361,655			
	2 補助金	99,782			
20	財産収入	6,579,929			
	1 財産運用収入	5,638,515			
	2 財産売払収入	934,525			
	3 基金収入	6,889			
21	寄附金	403,108			
	1 寄附金	403,108			
22	繰入金	651,552			
	2 基金繰入金	651,552			
24	諸収入	419,756			
	4 受託事業収入	14,295			
	7 雑入	405,461			
25	市債	16,607,000			
	1 市債	16,607,000			
	合 計	36,886,130		合 計	48,810,206

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	228,798	427,293	△198,495	
1 負担金	228,578	427,033	△198,455	
2 土木費負担金	228,578	427,033	△198,455	
1 道路整備費負担金	120,937	219,983	△99,046	
2 公園整備費負担金	92,750	188,286	△95,536	
3 河川整備費負担金	14,891	18,764	△3,873	
2 分担金	220	260	△40	
1 治山砂防費分担金	220	260	△40	
1 河川砂防費分担金	220	260	△40	
17 使用料及手数料	5,682,074	5,645,340	36,734	
1 使用料	5,679,604	5,590,781	88,823	
8 土木使用料	5,189,943	5,102,055	87,888	
1 道路	3,509,186	3,436,319	72,867	道路占用料等
2 河川	13,045	13,045	-	河川占用料
3 公園	1,059,571	1,044,550	15,021	公園使用料
4 自転車駐車場	608,141	608,141	-	自転車駐車場使用料
10 教育使用料	489,661	488,726	935	
5 動物園	489,661	488,726	935	入園料等
2 手数料	2,470	54,559	△52,089	
1 証紙収入	-	51,826	△51,826	
1 証紙収入	-	51,826	△51,826	(会計室所管) 屋外広告物許可、特殊車両通行許可等
6 土木手数料	2,470	2,733	△263	
1 宅地造成等許可	2,470	2,733	△263	許可手数料
18 国庫支出金	5,852,476	4,208,088	1,644,388	
1 負担金	5,852,476	4,127,488	1,724,988	
3 土木費負担金	5,852,476	3,512,338	2,340,138	
1 道路橋梁費負担金	159,000	40,000	119,000	認証額の10/10
2 道路改良費負担金	2,127,750	1,448,786	678,964	認証額の5.5/10又は1/2
3 橋梁整備費負担金	671,800	578,980	92,820	認証額の5.5/10
4 交通安全施設費負担金	899,635	861,007	38,628	認証額の5.5/10又は1/2
5 公園整備費負担金	1,211,367	461,065	750,302	認証額の1/2

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
			6	河川改修費	120,000		120,000			-		認証額の1/3	
			7	防災安全対策費	2,500		2,500			-		認証額の1/2	
			8	街路事業費	660,424		-		660,424			認証額の5.5/10又は1/2	
			4	都市計画費負担金	-		615,150		△615,150				
			71	街路築造費	-		615,150		△615,150				
			2	補助金	-		80,600		△80,600				
			8	都市計画費補助	-		80,600		△80,600				
			2	組合等再開発	-		80,600		△80,600			補助率1/2	
19				県支出金	461,437		389,936		71,501				
			1	負担金	361,655		267,903		93,752				
			2	土木費負担金	361,655		267,903		93,752				
			1	道路橋梁費	153,562		89,235		64,327			認証額の1/2	
			2	河川改修費	120,000		120,000		-			認証額の1/3	
			3	治山砂防費	88,093		58,668		29,425			補助率2/3以内	
			2	補助金	99,782		122,033		△22,251				
			6	土木費補助	99,782		122,033		△22,251				
			1	害虫駆除費補助	17,192		16,593		599			補助率10/10、7/10又は1/2	
			2	造林事業費補助	82,590		88,540		△5,950			補助率7/10、10/10	
			3	自然公園等	-		16,900		△16,900			補助率10/10	
			整備費補助										
20				財産収入	6,579,929		761,866		5,818,063				
			1	財産運用収入	5,638,515		383,660		5,254,855				
			1	貸地料	380,590		325,735		54,855				
			1	市有林	18,886		19,164		△278				
			3	一般土地	361,704		306,571		55,133			一般市有土地	
			2	貸家料	1,500		1,500		-				
			7	一般建物	1,500		1,500		-			自動販売機設置料	
			4	其他財産運用収入	5,256,425		56,425		5,200,000				
			2	施設命名権	56,425		56,425		-			御崎公園球技場、神戸総合運動公園野球場等	
			3	出資金返還収入	5,200,000		-		5,200,000				
			2	財産売却収入	934,525		369,706		564,819				
			1	土地売却代	929,000		365,681		563,319				
			1	廃道敷	73,690		72,011		1,679			不用道路敷売却代	

款 項 目 節			本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2	都市計画用地	90,160	100,000	△9,840	都市計画事業用地売却代
	3	一般土地	765,150	193,670	571,480	一般市有土地売却代
	3	物品売却代	5,525	4,025	1,500	
	4	建設局	5,525	4,025	1,500	不用物品売却代
	3	基金収入	6,889	8,500	△1,611	
	1	基金収入	6,889	8,500	△1,611	
	7	公園緑地事業等基金	6,889	8,500	△1,611	預金利子等
21		寄 附 金	403,108	476,008	△72,900	
	1	寄 附 金	403,108	476,008	△72,900	
	1	土木寄附	403,108	476,008	△72,900	
	1	公園	403,108	476,008	△72,900	公園緑地事業等に対する寄附
22		繰 入 金	651,552	480,739	170,813	
	2	基金繰入金	651,552	480,739	170,813	
	1	基金繰入金	651,552	480,739	170,813	
	1	都市整備等基金繰入	408,438	264,565	143,873	
	6	神戸SDGs貢献基金繰入	70,000	32,000	38,000	
	7	公園緑地事業等基金繰入	128,314	163,374	△35,060	
	8	ハーバーランド運営等基金繰入	44,800	20,800	24,000	
24		諸 収 入	419,756	399,006	20,750	
	4	受託事業収入	14,295	15,952	△1,657	
	1	土木事業受託収入	14,295	15,952	△1,657	
	1	道路	14,295	15,952	△1,657	道路掘削跡管理者復旧等受託収入
	7	雑 入	405,461	383,054	22,407	
	5	償 還 金	19,124	19,104	20	
	20	土木施設	5,475	5,570	△95	電気使用料等の実費償還金
	21	償 還 金	13,649	13,534	115	電気使用料等の実費償還金
	7	補 償 金	2,826	4,110	△1,284	
	1	土木施設	2,826	4,110	△1,284	市有林線下補償金
	9	雑 入	383,511	359,840	23,671	
	13	建設局	383,511	359,840	23,671	道路掘削跡自社復旧工事監督料等
25		市 債	16,607,000	15,189,000	1,418,000	
	1	市 債	16,607,000	15,189,000	1,418,000	

(単位 千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4	土 木 債	16,607,000	14,463,000	2,144,000	
1	道 路 整 備 債 事 業 公 債	11,342,000	10,775,000	567,000	
2	公 園 整 備 債 事 業 公 債	3,112,000	2,166,000	946,000	
3	河 川 砂 防 整 備 債 事 業 公 債	1,940,000	1,412,000	528,000	
6	自 然 災 害 防 止 債 事 業 公 債	213,000	110,000	103,000	
5	都 市 計 画 債	-	654,000	△654,000	
2	街 路 事 業 公 債	-	654,000	△654,000	
8	教 育 債	-	72,000	△72,000	
2	社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債	-	72,000	△72,000	
合 計		36,886,130	27,977,276	8,908,854	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 市 民 費	-	177,240	△177,240	
1 市 民 費	-	177,240	△177,240	
9 スポーツ振興費	-	177,240	△177,240	
9 土 木 費	48,810,205	37,050,051	11,760,154	
1 土 木 総 務 費	5,856,889	5,712,022	144,867	
1 職 員 費	5,534,929	5,392,138	142,791	
2 土 木 総 務 費	230,471	223,726	6,745	
3 防 災 安 全 対 策 費	91,489	96,158	△4,669	
2 道 路 橋 梁 費	7,509,846	2,501,144	5,008,702	
1 道 路 橋 梁 費	6,447,973	1,346,513	5,101,460	
2 街 灯 費	1,042,745	1,141,019	△98,274	
3 私 道 対 策 費	19,128	13,612	5,516	
3 道 路 橋 梁 整 備 費	20,502,761	17,280,634	3,222,127	
1 調 査 費	75,164	64,436	10,728	
2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費	731,146	1,232	729,914	
3 道 路 改 良 費	8,621,911	7,376,257	1,245,654	
4 道 路 補 修 費	4,123,080	4,431,692	△308,612	
5 橋 梁 整 備 費	2,928,490	3,016,025	△87,535	
6 交 通 安 全 施 設 費	2,506,570	2,378,252	128,318	
7 受 託 工 事 費	11,830	12,740	△910	
8 街 路 事 業 費	1,504,570	-	1,504,570	
4 公 園 緑 地 費	6,342,606	5,740,734	601,872	
1 公 園 街 路 樹 費	3,223,968	3,311,911	△87,943	
2 六 甲 国 立 公 園 費	153,564	128,300	25,264	
3 有 料 公 園 等 管 理 費	2,271,150	2,300,523	△29,373	
4 動 物 園 費	693,924	-	693,924	
5 公 園 緑 地 整 備 費	5,823,881	3,750,724	2,073,157	
1 公 園 整 備 費	5,118,085	2,944,536	2,173,549	

(単位 千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 みどりの聖域 推 進 費	540,623	637,886	△97,263	
	3 緑化推進費	165,173	168,302	△3,129	
	6 河川砂防費	2,774,222	2,064,793	709,429	
	1 河川管理費	119,107	147,155	△28,048	
	2 河川改修費	1,226,890	1,216,963	9,927	
	3 治山砂防費	1,428,225	700,675	727,550	
10	都 市 計 画 費	-	1,509,264	△1,509,264	
	1 都 市 計 画 費	-	44,500	△44,500	
	2 都市計画総務費	-	44,500	△44,500	
	4 街 路 事 業 費	-	1,464,764	△1,464,764	
	70 街路築造費	-	1,464,764	△1,464,764	
13	教 育 費	-	889,850	△889,850	
	11 社 会 教 育 費	-	889,850	△889,850	
	72 動 物 園 費	-	889,850	△889,850	
14	災 害 復 旧 費	1	1	-	
	1 災 害 復 旧 費	1	1	-	
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	1	-	
	合 計	48,810,206	39,626,406	9,183,800	

4. 歳出予算の説明

(9款) 土木費

(1項) 土木総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費	48,810,205	37,050,051	11,760,154	6,313,913	16,607,000	13,965,217	11,924,075
1 土 木 総 務 費	5,856,889	5,712,022	144,867	2,500	-	64,250	5,790,139
1 職 員 費	5,534,929	5,392,138	142,791	-	-	-	5,534,929
2 土 木 総 務 費	230,471	223,726	6,745	-	-	40,579	189,892
3 防 災 安 全 対 策 費	91,489	96,158	△4,669	2,500	-	23,671	65,318

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 職 員 費	5,534,929千円	
建設局職員(下水道事業関係職員を除く)の給料及び諸手当等		5,534,929千円
(2目) 土 木 総 務 費	230,471千円	
一般事務		123,289千円
土木積算事務等		77,212千円
職員技術研修所		29,970千円
(3目) 防 災 安 全 対 策 費	91,489千円	
防災事務等		15,070千円
水防情報システム運営等		47,525千円
広報紙KOBED防災特別号の発行		22,194千円
危険がけ応急対策助成		6,700千円

(2項) 道路橋梁費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
2 道 路 橋 梁 費	7,509,846	2,501,144	5,008,702	5,000	150,000	9,836,356	△2,481,510
1 道 路 橋 梁 費	6,447,973	1,346,513	5,101,460	-	21,000	9,834,693	△3,407,720
2 街 灯 費	1,042,745	1,141,019	△98,274	5,000	129,000	-	908,745
3 私 道 対 策 費	19,128	13,612	5,516	-	-	1,663	17,465

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 道路橋梁費

6,447,973千円

荒田公園駐車場の神戸市への移管	5,200,000千円
放置自転車対策	845,413千円
道路パトロール等道路管理	188,208千円
道路占用事務等	87,055千円
道路台帳の整備	43,749千円
休日・夜間緊急連絡センター運営	54,506千円
庁舎整備	29,042千円

(2目) 街灯費

1,042,745千円

街灯の維持管理	823,551千円
私道の街灯助成金	51,891千円
照明灯柱の点検・更新	152,303千円
夜間景観向上	15,000千円

(3目) 私道対策費

19,128千円

私道舗装等に対する助成金	19,128千円
--------------	----------

(3項) 道路橋梁整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
3 道路橋梁整備費	20,502,761	17,280,634	3,222,127	4,667,171	11,192,000	1,277,361	3,366,229
1 調査費	75,164	64,436	10,728	5,500	4,000	-	65,664
2 広域幹線道路対策費	731,146	1,232	729,914	154,000	-	576,000	1,146
3 道路改良費	8,621,911	7,376,257	1,245,654	2,271,312	5,814,000	504,547	32,052
4 道路補修費	4,123,080	4,431,692	△308,612	-	1,469,000	46,840	2,607,240
5 橋梁整備費	2,928,490	3,016,025	△87,535	671,800	1,956,000	5,814	294,876
6 交通安全施設費	2,506,570	2,378,252	128,318	904,135	1,285,000	40,000	277,435
7 受託工事費	11,830	12,740	△910	-	-	14,000	△2,170
8 街路事業費	1,504,570	-	1,504,570	660,424	664,000	90,160	89,986

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 調査費75,164千円

将来道路網計画調査	69,534千円
自転車活用の推進	930千円
PIリボーンプロジェクト	4,700千円

(2目) 広域幹線道路対策費731,146千円

代替地売却代の基金造成等	577,146千円
大阪湾岸道路西伸部 関連事業等	154,000千円

(3目) 道路改良費8,621,911千円

国道改良(国道428号等)	621,000千円
県道改良(神戸三木線等)	324,000千円
市道改良(平野第5号線等)	275,111千円
無電柱化(長田楠日尾線等)	401,000千円
道路防災対策(神戸箕谷線等)	1,141,000千円
トンネル対策(再度トンネル等)	20,000千円
直轄国道事業(大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス・43号・175号)の工事費負担金等	2,604,000千円
都心・三宮再整備関連(三宮駐車場地地下通路のリニューアル等)	2,884,200千円
道路ネットワークの強化(玉津大久保線等)	171,600千円
外部委託等	180,000千円

<u>(4目) 道路補修費</u>	<u>4,123,080千円</u>	
道路の維持補修		1,699,000千円
防護柵・歩道橋・トンネル・地下道等の道路施設の改築・補修		144,521千円
側溝の整備		850,000千円
道路美化・高温常態化対策		957,918千円
道路施設整備		370,863千円
DXの推進による道路舗装等の効率的な維持管理		6,510千円
新都市整備事業で整備した道路の移管		94,268千円
<u>(5目) 橋梁整備費</u>	<u>2,928,490千円</u>	
橋梁整備(駒栄橋等)		2,708,259千円
立体横断施設補修等(大手歩道橋等)		220,231千円
<u>(6目) 交通安全施設費</u>	<u>2,506,570千円</u>	
交差点改良		8,000千円
道路標識の整備		64,500千円
あんしん歩道整備(歩道段差・波打ち解消)		203,000千円
セーフティロード整備等		180,000千円
歩道のバリアフリー化等		27,500千円
駅周辺整備		1,826,501千円
歩道・自転車歩行者道の整備		162,000千円
自転車の利活用促進及び駐輪対策		35,069千円
<u>(7目) 受託工事費</u>	<u>11,830千円</u>	
道路掘削跡の復旧工事及びその他の受託道路工事		11,830千円
<u>(8目) 街路事業費</u>	<u>1,504,570千円</u>	
須磨多聞線		951,725千円
垂水妙法寺線外1線		74,000千円
有野藤原線		235,800千円
高羽線		37,500千円
房王寺線ほか		205,545千円

(4項) 公園緑地費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
4 公園緑地費	6,342,606	5,740,734	601,872	10,352	121,000	1,951,338	4,259,916
1 公園街路樹費	3,223,968	3,311,911	△87,943	-	1,000	540,909	2,682,059
2 六甲国立公園費	153,564	128,300	25,264	10,352	3,000	22,808	117,404
3 有料公園等 管理費	2,271,150	2,300,523	△29,373	-	90,000	846,366	1,334,784
4 動物園費	693,924	-	693,924	-	27,000	541,255	125,669

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園街路樹費

3,223,968千円

公園灯LED化ESCO事業	97,695千円
公園の維持管理	1,840,993千円
街路樹・分離帯の維持管理	1,058,124千円
街路樹再整備事業	93,000千円
福祉就労促進	113,868千円
公園駐車場の管理	16,088千円
高温常態化対策・カーボンクレジット創出検討	4,200千円

(2目) 六甲国立公園費

153,564千円

自然公園施設、登山道、再度公園等の維持管理	153,564千円
-----------------------	-----------

(3目) 有料公園等管理費

2,271,150千円

相楽園の管理運営	40,330千円
神戸総合運動公園の管理運営	550,334千円
しあわせの村の管理運営	507,663千円
布引公園の管理運営	278,304千円
離宮公園の管理運営	167,633千円
森林植物園の管理運営	151,710千円
北神戸田園スポーツ公園の管理運営	119,759千円
御崎公園スタジアムの管理運営	406,508千円
須磨海浜公園の管理運営	46,066千円
指定管理者モニタリング	2,843千円

(4目) 動物園費

693,924千円

動物園の維持管理	684,924千円
ジャイアントパンダ日中共同飼育繁殖研究	9,000千円

(5項) 公園緑地整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
5 公園緑地整備費	5,823,881	3,750,724	2,073,157	1,282,110	2,991,000	811,137	739,634
1 公園整備費	5,118,085	2,944,536	2,173,549	1,184,430	2,906,000	677,630	350,025
2 みどりの聖域 推進費	540,623	637,886	△97,263	97,680	85,000	101,493	256,450
3 緑化推進費	165,173	168,302	△3,129	-	-	32,014	133,159

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園整備費

5,118,085千円

都市公園施設整備等

2,735,837千円

国営明石海峡公園の整備にかかる負担金

44,018千円

公園再整備などの実施設計・調査等

2,038,230千円

公園事業基金の造成

300,000千円

(2目) みどりの聖域推進費

540,623千円

こうべ都市山再生事業

82,253千円

六甲山・摩耶山等の活性化

122,700千円

六甲山森林整備の推進

97,970千円

市民参加の森づくりなどの緑地の市民協働

10,500千円

六甲山森林リフレッシュなどの市有林の育成

24,200千円

緑地保全事業

5,000千円

緑地保全事業基金の造成

20,000千円

摩耶ケーブル・ロープウェー(まやビューライン)運行等支援

158,000千円

民間企業と連携した里山整備等

20,000千円

(3目) 緑化推進費

165,173千円

花のまち神戸の推進(市民花壇、ハミング広場等)

18,678千円

緑地助成(市民公園、市民の木・森等)

30,950千円

公民連携の緑花事業(花のプロムナード、スポンサー花壇等)、草花栽培

91,745千円

緑化事業基金の造成

11,000千円

都心部の緑化推進

12,800千円

(6項) 河川砂防費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
6 河川砂防費	2,774,222	2,064,793	709,429	346,780	2,153,000	24,775	249,667
1 河川管理費	119,107	147,155	△28,048	-	-	13,775	105,332
2 河川改修費	1,226,890	1,216,963	9,927	240,000	899,000	-	87,890
3 治山砂防費	1,428,225	700,675	727,550	106,780	1,254,000	11,000	56,445

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 河川管理費119,107千円

河川、調整池及び水路の補修、浚渫、草刈等
河川関連施設維持管理
河川愛護運動等
河川モニタリングカメラシステム維持管理等

103,156千円
5,989千円
2,205千円
7,757千円

(2目) 河川改修費1,226,890千円

都市基盤河川改修
準用河川等改修
準用河川等点検維持

518,990千円
377,900千円
330,000千円

(3目) 治山砂防費1,428,225千円

自然災害防止
市有林内山腹崩壊対策
砂防関連施設調査改修
急傾斜地崩壊対策事業負担金・調査
土砂災害ソフト対策
県単独補助治山事業
盛土対策

213,000千円
290,000千円
85,000千円
113,700千円
519,025千円
161,000千円
46,500千円

(14款) 災害復旧費

(1項) 災害復旧費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 災 害 復 旧 費	1	1	-	-	-	-	1
1 災 害 復 旧 費	1	1	-	-	-	-	1
1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	1	-	-	-	-	1

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 土木施設災害復旧費

1千円

土木施設災害復旧

1千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和7年度神戸市道路公社債務保証	令和17年度まで	3,185,000	
建設事務所の新設	令和9年度まで	1,874,000	
令和7年度道路照明灯LED化事業	令和20年度まで	715,068	
令和7年度道路改良	令和10年度まで	9,067,000	
令和7年度道路補修	令和9年度まで	48,000	
令和7年度橋梁整備	令和9年度まで	1,371,000	
令和7年度交通安全施設整備	令和8年度まで	896,000	
令和7年度街路築造	令和9年度まで	225,500	
令和7年度街路樹管理	令和9年度まで	140,000	
令和7年度動物園事業	令和8年度まで	3,420	
令和7年度公園整備	令和12年度まで	18,564,240	
令和7年度河川改修	令和8年度まで	304,000	
令和7年度市有林内山腹崩壊対策	令和9年度まで	200,000	

(参考)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	買 戻 し 期 限	備 考
令和7年度 公共用地取得事業(都市整備等基金)	1,002,389	令和12年度	

IV 駐 車 場 事 業 費

IV 駐 車 場 事 業 費

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 事業収入		1,108,719	1 駐車場事業費		1,108,720
	1 使用料及 手数料	947,590		1 運営費	1,108,720
	2 諸収入	161,129			
2 繰越金		1			
合 計		1,108,720	合 計		1,108,720

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事業収入	1,108,719	990,495	118,224	
1 使用料及手数料	947,590	868,538	79,052	
1 使用料	947,590	868,538	79,052	市営駐車場使用料
2 諸収入	161,129	121,957	39,172	
1 雑入	161,129	121,957	39,172	複合施設管理負担金等
2 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
合 計	1,108,720	990,496	118,224	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 駐 車 場 事 業 費	1,108,720	990,496	118,224	
1 運 営 費	1,108,720	990,496	118,224	
1 運 営 費	1,108,720	990,496	118,224	駐車場管理運営費等
合 計	1,108,720	990,496	118,224	

4. 歳出予算の説明

(1款) 駐車場事業費

(1項) 運営費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 駐車場事業費	1,108,720	990,496	118,224	-	-	1,108,720	-
1 運営費	1,108,720	990,496	118,224	-	-	1,108,720	-
1 運営費	1,108,720	990,496	118,224	-	-	1,108,720	-

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 運営費

1,108,720千円

三宮、花隈、湊川公園、新長田、長田北町、鈴蘭台、細田、新長田駅前、舞子駅前、和田岬駅前、神戸駅南
荒田公園、各駐車場の管理運営

1,108,720千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
駐車場電気・機械設備更新	令和8年度まで	153,200	
駐車場照明LED化	令和12年度まで	48,000	

V 下水道事業会計

V 下水道事業会計

予算第13号議案

令和7年度神戸市下水道事業会計予算

1. 予算の概要

(1) 総則

第1条 令和7年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(2) 業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理量

公共下水処理量	1日平均	462,756立方メートル
農業集落排水処理量	1日平均	3,288立方メートル

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	66,619立方メートル
雨水排除量	年間	9,386,689立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(3) 収益的収入及び支出

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	公共下水道事業収益	34,811,341千円
第1項	営業収益	24,867,939千円
第2項	営業外収益	9,943,402千円
第2款	農業集落排水事業収益	1,033,061千円
第1項	営業収益	113,293千円
第2項	営業外収益	919,768千円
	計	35,844,402千円

支 出

第1款	公共下水道事業費	34,853,109千円
第1項	営業費用	32,367,457千円
第2項	営業外費用	2,408,109千円
第3項	特別損失	77,543千円
第2款	農業集落排水事業費	1,058,525千円
第1項	営業費用	1,001,440千円
第2項	営業外費用	57,050千円
第3項	特別損失	35千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	35,941,634千円

(4) 資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24,000,109千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	公共下水道資本的収入	12,645,690千円
第1項	企業債	6,553,000千円
第2項	国庫支出金	5,357,281千円
第3項	他会計繰入金	137,109千円
第4項	財産収入	109,900千円
第5項	雑収入	488,400千円
第2款	農業集落排水資本的収入	736,517千円
第1項	企業債	106,000千円
第2項	県支出金	71,000千円
第3項	他会計繰入金	559,517千円
	計	13,382,207千円

支 出

第1款	公共下水道資本的支出	36,591,595千円
第1項	建設改良費	22,210,833千円
第2項	基金造成費	7,369,900千円
第3項	企業債等償還金	7,010,862千円
第2款	農業集落排水資本的支出	760,721千円

第1項	建設改良費	232,044千円
第2項	企業債等償還金	528,677千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	37,382,316千円

(5) 債務負担行為

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処理場運営 (令和7年度)	令和7～12年度	3,158,658千円
ポンプ場運営 (令和7年度)	令和7～10年度	64,981千円
管渠維持管理 (令和7年度)	令和7～9年度	131,998千円
付帯事業運営 (令和7年度)	令和7～10年度	12,441千円
汚水幹枝線布設 (令和7年度)	令和7～10年度	2,861,000千円
雨水幹枝線布設 (令和7年度)	令和7～8年度	537,000千円
処理場建設 (令和7年度)	令和7～10年度	5,407,562千円
ポンプ場建設 (令和7年度)	令和7～15年度	52,730千円
処理施設等整備 (令和7年度)	令和7～13年度	4,450,168千円
流域下水道 (令和7年度)	令和7～36年度	10,000千円

(6) 企業債

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	6,659,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(7) 一時借入金

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(8) 予定支出の各項の経費の金額の流用

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(9) 他会計からの補助金

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,179,494千円である。

(10) たな卸資産購入限度額

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	千円 3,134,408	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	土木設備工事 設計業務、土木建築工事 場内整備 土木工事
ポンプ場建設	1,539,000	魚崎ポンプ場 島上ポンプ場 宇治川ポンプ場	土木工事 検討業務 検討業務
汚水幹枝線布設	9,021,606	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 計	12,940m 20,350m 1,220m 5,190m 1,460m 1,200m 42,360m
雨水幹枝線布設	1,932,380	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区 計	170m 2,620m 2,693m 2,528m 2,590m 10,601m
流域下水道	299,067	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	6,516,416	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	
合計	22,442,877		

(予算第13号議案)

〔下水道事業会計〕
2. 令和7年度神戸市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 公共下水道事業収益	1 営業収益	1 下水道使用料	21,063,718	一般汚水、浴場汚水及び共用汚水の下水道使用料	
		2 他会計負担金	6,137	下水道使用料の減免等の負担金	
		3 雨水処理補助金	3,797,084	雨水処理に充当する一般会計からの補助金	
		4 受託工事収益	1,000	下水道工事の受託による収入	
	2 営業外収益	1 受取利息及配当金	23,000	預金利子	
		2 他会計補助金	491,942	一般会計からの補助金	
		3 長期前受金	8,798,000	減価償却等に対応する長期前受金の収益化	
		4 雑収益	630,460	用地使用料等	
	2 農業集落排水事業収益	1 営業収益	1 農業集落排水処理施設使用料	113,293	農業集落排水処理施設の使用料
			2 営業外収益	919,768	
1 他会計補助金		187,705	一般会計からの補助金		
2 長期前受金		732,063	減価償却等に対応する長期前受金の収益化		
合計				35,844,402	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公共下水道事業費	1 営業費用	1 管 渠 費	515,337	汚水及び雨水管渠の維持管理費
		2 処 理 場 費	5,150,214	東灘処理場等の維持管理費
		3 ポ ン プ 場 費	276,381	本庄ポンプ場等の維持管理費
		4 受 託 工 事 費	1,000	下水道工事の受託工事費
		5 業 務 費	2,647,175	下水道使用料徴収費、広報活動費、一般管理費、流域下水道維持管理負担金、貸倒引当金等
		6 総 係 費	2,443,037	維持管理部門職員の給料、職員手当等
		7 減 価 償 却 費	21,284,313	固定資産減価償却費
		8 資 産 減 耗 費	50,000	固定資産除却費
	2 営業外費用	1 支払利息及企業債取扱諸費	1,882,198	企業債等の支払利息及び諸手数料
		2 消 費 税	500,000	消費税及び地方消費税納付額
		3 雑 支 出	25,911	営業外の諸費用
	3 特別損失	1 過年度損益修正損	77,543	
		2 その他特別損失	9,728	下水道使用料の過年度分還付等
	2 農業集落排水事業費	1 営業費用	1 過年度損益修正損	67,815
2 その他特別損失				
1 処 理 場 費			1,058,525	
2 業 務 費			1,001,440	
2 営業外費用		1 支払利息及企業債取扱諸費	221,283	農業集落排水処理施設の維持管理費
		2 消 費 税	13,698	農業集落排水処理施設使用料徴収費、一般管理費
		3 総 係 費	34,396	維持管理部門職員の給料、職員手当等
		4 減 価 償 却 費	732,063	固定資産減価償却費
3 特別損失		1 支払利息及企業債取扱諸費	57,050	
		2 消 費 税	47,258	企業債等の支払利息及び諸手数料
3 予 備 費	1 予 備 費	1 過年度損益修正損	9,792	消費税及び地方消費税納付額
			35	
			35	農業集落排水処理施設使用料の過年度分還付等
1 予 備 費		30,000		
1 予 備 費		30,000		
1 予 備 費		30,000		
合 計			35,941,634	

給与費内訳
職員数268人（短時間勤務職員57人を含む）の報酬73,468千円、給料963,316千円、手当等1,038,646千円、法定福利費390,300千円を計上

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公 共 下 水 道 資 本 的 収 入	1 企 業 債	1 下 水 道 事 業 公 債	12,645,690	
			6,553,000	
			6,553,000	建設改良費に充当する企業債
			5,357,281	
			5,357,281	建設改良費に充当する国庫補助金
			137,109	
			137,109	企業債元金償還金等に充当する一般会計からの繰入金
			109,900	
			109,900	下水道事業基金運用益
			488,400	
2 農 業 集 落 排 水 資 本 的 収 入	1 企 業 債	1 農 業 集 落 排 水 事 業 債	736,517	
			106,000	
			106,000	建設改良費に充当する企業債
			71,000	
			71,000	建設改良費に充当する県補助金
			559,517	
			559,517	企業債元金償還金等に充当する一般会計からの繰入金
			13,382,207	
合 計			13,382,207	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公 共 下 水 道 資 本 的 支 出	1 建設改良費		36,591,595	
			22,210,833	
		1 処理場建設費	3,134,408	東灘等4処理場
		2 ポンプ場建設費	1,539,000	魚崎等3ポンプ場
		3 汚水幹枝線布設費	9,021,606	東灘等6処理区
		4 雨水幹枝線布設費	1,932,380	東灘等5排水区
		5 流域下水道事業費	299,067	武庫川上流及び加古川上流流域下水道建設負担金
		6 処理施設等整備費	6,284,372	下水道施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等
		2 基金造成費	7,369,900	
		3 企業債等償還金	7,369,900	下水道事業基金造成費
2 農 業 集 落 排 水 資 本 的 支 出	1 建設改良費	1 企業債償還金	7,010,862	企業債元金償還金
			7,010,862	
			760,721	
		1 建設改良費	232,044	
		1 処理施設等整備費	232,044	農業集落排水処理施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等
3 予 備 費	2 企業債等償還金	1 企業債償還金	528,677	企業債元金償還金
			528,677	
3 予 備 費	1 予 備 費		30,000	
			30,000	
		1 予 備 費	30,000	
合 計			37,382,316	

給与費内訳

職員数98人（短時間勤務職員13人を含む）の報酬21,274千円、給料364,129千円、手当等416,815千円、法定福利費142,438千円を計上

3. 令和7年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー		2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純損失	△ 833,733		固定資産の取得	△ 22,472,877	
	減価償却費	22,016,376		国庫補助金	5,357,281	
	資産減耗費（現金支出を除く）	50,000		県支出金	71,000	
	貸倒引当金の増減額	10,511		一般会計繰入金	103,527	
	退職給付引当金の増減額	△ 8,571		工事負担金	487,400	
	賞与引当金の増減額	14,265		雑収入	1,000	
	長期前受金戻入額	△ 9,530,063		基金造成費	△ 7,369,900	
	受取利息及び受取配当金	△ 23,000		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,822,569	
	支払利息	1,929,456				
	有形固定資産除却損	7,015		3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	基金運用による収入	109,900			建設改良費等の財源に充てる企業債収入	6,659,000
	未収金・破産更生債権等の増減額	620,302			建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 7,539,539
	未払金増減額	△ 8,333,970			一般会計繰入金	593,099
	たな卸資産の増減額	100			財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 287,440
	消費税資本的収支調整額	1,387,154				
	小計	7,415,742			資金増加額	△ 18,600,723
	利息及び配当金の受取額	23,000			資金期首残高	40,164,011
	利息の支払額	△ 1,929,456			資金期末残高	21,563,288
	業務活動によるキャッシュ・フロー	5,509,286				

4. 令和7年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		56,432,877	
	ロ 建 物	66,544,614		
	減価償却累計額	<u>△ 31,178,467</u>		
	ハ 建 物 付 属 設 備	13,611,089		
	減価償却累計額	<u>△ 8,550,882</u>		
	ニ 構 築 物	892,366,586		
	減価償却累計額	<u>△ 479,822,075</u>		
	ホ 機 械 及 装 置	199,248,047		
	減価償却累計額	<u>△ 150,582,627</u>		
	ヘ 車 両 運 搬 具	155,972		
	減価償却累計額	<u>△ 137,801</u>		
	ト 工 具 器 具 及 備 品	2,671,779		
	減価償却累計額	<u>△ 2,346,716</u>		
	チ 建 設 仮 勘 定		325,063	
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>49,099,143</u>	
				607,511,539
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		1,828,091	
	ロ 地 上 権		458	
	ハ 電 話 加 入 権		<u>6,844</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>1,835,393</u>
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 基 金		8,533,681	
	ロ そ の 他 の 投 資		141,318	
	ハ 破 産 更 生 債 権 等		49,284	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 49,284</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>8,674,999</u>
	固 定 資 産 合 計			<u>618,021,931</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			21,563,288
(2)	未 収 金			6,285,769
(3)	貯 蔵 品			20,185
(4)	前 払 費 用			<u>1,309</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>27,870,551</u>
	資 産 合 計			<u><u>645,892,482</u></u>

		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債		148,374,992	
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	2,285,873		
	引当金合計		2,285,873	
(3)	その他固定負債		184,077	
	固定負債合計			150,844,942
4	流動負債			
(1)	企業債		7,900,780	
(2)	未払金		12,928,380	
(3)	預り金		21,666	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	258,705		
	引当金合計		258,705	
	流動負債合計			21,109,531
5	繰延収益			
	長期前受金		536,122,355	
	収益化累計額		△ 329,519,377	
	繰延収益合計			206,602,978
	負債合計			<u>378,557,451</u>
		資本の部		
6	資本金			118,260,551
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国県補助金	48,534,878		
	ロ 他会計繰入金	265,116		
	ハ 工事負担金	71,144,422		
	ニ 受贈財産評価額	1,001,167		
	ホ その他資本剰余金	23,918,969		
	資本剰余金合計		144,864,552	
(2)	利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	3,852,944		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	356,984		
	利益剰余金合計		4,209,928	
	剰余金合計			149,074,480
	資本合計			<u>267,335,031</u>
	負債資本合計			<u><u>645,892,482</u></u>

注 記

<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 個別法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法による ・主な耐用年数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">建物</td> <td style="width: 25%;">45年～50年</td> <td style="width: 25%;">建物付属設備</td> <td style="width: 25%;">8年～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>50年</td> <td>機械及装置</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>5年</td> <td>工具器具及備品</td> <td>5年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法による <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、下水道事業会計が負担すると見込まれる金額については一括で費用処理し、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年	構築物	50年	機械及装置	10年～20年	車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年	<p>II 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,552,374千円である。</p> <p>III セグメント情報に関する注記</p> <p>1 セグメントの概要 神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">セグメント区分</th> <th style="width: 70%;">事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道事業</td> <td>主として市街地における、汚水処理及び雨水排除</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td>農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 報告セグメントごとの営業収益等 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">公共下水道事業</th> <th style="width: 20%;">農業集落排水事業</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: right;">22,952,964</td> <td style="text-align: right;">102,994</td> <td style="text-align: right;">23,055,958</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td style="text-align: right;">31,594,772</td> <td style="text-align: right;">980,375</td> <td style="text-align: right;">32,575,147</td> </tr> <tr> <td>営業損益</td> <td style="text-align: right;">△8,641,808</td> <td style="text-align: right;">△877,381</td> <td style="text-align: right;">△9,519,189</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td style="text-align: right;">△716,455</td> <td style="text-align: right;">△16,091</td> <td style="text-align: right;">△732,546</td> </tr> <tr> <td>セグメント資産</td> <td style="text-align: right;">631,694,718</td> <td style="text-align: right;">14,197,764</td> <td style="text-align: right;">645,892,482</td> </tr> <tr> <td>セグメント負債</td> <td style="text-align: right;">364,663,978</td> <td style="text-align: right;">13,893,473</td> <td style="text-align: right;">378,557,451</td> </tr> <tr> <td>その他項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別損益</td> <td style="text-align: right;">△71,155</td> <td style="text-align: right;">△32</td> <td style="text-align: right;">△71,187</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">21,284,313</td> <td style="text-align: right;">732,063</td> <td style="text-align: right;">22,016,376</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産及び無形固定資産の増加額</td> <td style="text-align: right;">△1,034,341</td> <td style="text-align: right;">△516,684</td> <td style="text-align: right;">△1,551,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV リース契約により使用する固定資産に関する注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1年内 5,462千円</td> <td style="width: 33%;">1年超 4,744千円</td> <td style="width: 33%;">計 10,206千円</td> </tr> </table> <p>V その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当事業年度において、退職手当231,828千円を支給するため、退職給付引当金231,828千円を使用する。</p>	セグメント区分	事業の内容	公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除	農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理		公共下水道事業	農業集落排水事業	合計	営業収益	22,952,964	102,994	23,055,958	営業費用	31,594,772	980,375	32,575,147	営業損益	△8,641,808	△877,381	△9,519,189	経常損益	△716,455	△16,091	△732,546	セグメント資産	631,694,718	14,197,764	645,892,482	セグメント負債	364,663,978	13,893,473	378,557,451	その他項目				特別損益	△71,155	△32	△71,187	減価償却費	21,284,313	732,063	22,016,376	有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△1,034,341	△516,684	△1,551,025	1年内 5,462千円	1年超 4,744千円	計 10,206千円
建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年																																																															
構築物	50年	機械及装置	10年～20年																																																															
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年																																																															
セグメント区分	事業の内容																																																																	
公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除																																																																	
農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理																																																																	
	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計																																																															
営業収益	22,952,964	102,994	23,055,958																																																															
営業費用	31,594,772	980,375	32,575,147																																																															
営業損益	△8,641,808	△877,381	△9,519,189																																																															
経常損益	△716,455	△16,091	△732,546																																																															
セグメント資産	631,694,718	14,197,764	645,892,482																																																															
セグメント負債	364,663,978	13,893,473	378,557,451																																																															
その他項目																																																																		
特別損益	△71,155	△32	△71,187																																																															
減価償却費	21,284,313	732,063	22,016,376																																																															
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△1,034,341	△516,684	△1,551,025																																																															
1年内 5,462千円	1年超 4,744千円	計 10,206千円																																																																

5. 令和6年度神戸市下水道事業会計予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

I 公共下水道事業			
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	19,112,775		
(2) 他会計負担金	7,000		
(3) 雨水処理補助金	3,692,937		
(4) 受託工事収益	909	22,813,621	
2 営業費用			
(1) 管渠費	499,061		
(2) 処理場費	4,748,077		
(3) ポンプ場費	237,460		
(4) 受託工事費	909		
(5) 水洗化促進費	382		
(6) 業務費	2,254,942		
(7) 総係費	2,380,554		
(8) 減価償却費	21,760,079		
(9) 資産減耗費	50,000	31,931,464	
公共下水道事業営業損失			9,117,843
3 営業外収益			
(1) 受取利息及配当金	2,000		
(2) 他会計補助金	498,888		
(3) 長期前受金戻入	9,076,000		
(4) 雑収益	613,352	10,190,240	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	2,041,254		
(2) 雑支出	125,057	2,166,311	8,023,929
公共下水道事業経常損失			1,093,914
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	10,555		
(2) その他特別損失	72,737	83,292	△ 83,292
当年度公共下水道事業純損失			1,177,206

II 農業集落排水事業			
1 営業収益			
(1) 農業集落排水処理施設使用料	104,528	104,528	
2 営業費用			
(1) 処理場費	194,454		
(2) 業務費	11,202		
(3) 総係費	36,845		
(4) 減価償却費	714,541	957,042	
農業集落排水事業営業損失			852,514
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	195,718		
(2) 長期前受金戻入	714,541	910,259	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	62,985	62,985	847,274
農業集落排水事業經常損失			5,240
5 特別損失			
(1) その他特別損失	40,446	40,446	△ 40,446
当年度農業集落排水事業純損失			45,686
III 予備費	30,000	30,000	△ 30,000
当年度純損失			1,252,892
前年度繰越利益剰余金			2,443,608
当年度未処分利益剰余金			<u>1,190,716</u>

6. 令和6年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		56,338,877	
	ロ 建 物	64,893,491		
	減価償却累計額	<u>△ 29,868,176</u>		35,025,315
	ハ 建 物 付 属 設 備	12,551,503		
	減価償却累計額	<u>△ 7,927,967</u>		4,623,536
	ニ 構 築 物	883,859,360		
	減価償却累計額	<u>△ 463,956,703</u>		419,902,657
	ホ 機 械 及 装 置	192,582,692		
	減価償却累計額	<u>△ 146,524,598</u>		46,058,094
	ヘ 車 両 運 搬 具	155,972		
	減価償却累計額	<u>△ 133,606</u>		22,366
	ト 工 具 器 具 及 備 品	2,670,779		
	減価償却累計額	<u>△ 2,330,341</u>		340,438
	チ 建 設 仮 勘 定		46,881,490	
	有 形 固 定 資 産 合 計			609,192,773
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		1,697,714	
	ロ 地 上 権		625	
	ハ 電 話 加 入 権		6,844	
	無 形 固 定 資 産 合 計			1,705,183
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 基 金		1,163,781	
	ロ そ の 他 の 投 資		141,318	
	ハ 破 産 更 生 債 権 等		38,773	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 38,773</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			1,305,099
	固 定 資 産 合 計			612,203,055
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			40,242,066
(2)	未 収 金			6,838,528
(3)	貯 蔵 品			20,285
(4)	前 払 費 用			1,309
	流 動 資 産 合 計			47,102,188
	資 産 合 計			<u>659,305,243</u>

注 記

<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 個別法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 ・減価償却の方法 定額法による ・主な耐用年数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">建物</td> <td style="width: 25%;">45年～50年</td> <td style="width: 25%;">建物付属設備</td> <td style="width: 25%;">8年～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>50年</td> <td>機械及装置</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>5年</td> <td>工具器具及備品</td> <td>5年～15年</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産 ・減価償却の方法 定額法による</p> <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法 (1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、下水道事業会計が負担すると見込まれる金額については一括で費用処理し、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年	構築物	50年	機械及装置	10年～20年	車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年	<p>II 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,417,013千円である。</p> <p>III セグメント情報に関する注記</p> <p>1 セグメントの概要 神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">セグメント区分</th> <th style="width: 70%;">事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道事業</td> <td>主として市街地における、汚水処理及び雨水排除</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td>農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 報告セグメントごとの営業収益等 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">公共下水道事業</th> <th style="width: 20%;">農業集落排水事業</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: right;">22,813,621</td> <td style="text-align: right;">104,528</td> <td style="text-align: right;">22,918,149</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td style="text-align: right;">31,931,464</td> <td style="text-align: right;">957,042</td> <td style="text-align: right;">32,888,506</td> </tr> <tr> <td>営業損益</td> <td style="text-align: right;">△9,117,843</td> <td style="text-align: right;">△852,514</td> <td style="text-align: right;">△9,970,357</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td style="text-align: right;">△1,093,914</td> <td style="text-align: right;">△5,240</td> <td style="text-align: right;">△1,099,154</td> </tr> <tr> <td>セグメント資産</td> <td style="text-align: right;">644,533,657</td> <td style="text-align: right;">14,771,586</td> <td style="text-align: right;">659,305,243</td> </tr> <tr> <td>セグメント負債</td> <td style="text-align: right;">376,798,257</td> <td style="text-align: right;">14,451,173</td> <td style="text-align: right;">391,249,430</td> </tr> <tr> <td>その他項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別損益</td> <td style="text-align: right;">△83,292</td> <td style="text-align: right;">△40,446</td> <td style="text-align: right;">△123,738</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">21,760,079</td> <td style="text-align: right;">714,541</td> <td style="text-align: right;">22,474,620</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産及び無形固定資産の増加額</td> <td style="text-align: right;">10,402,351</td> <td style="text-align: right;">△399,213</td> <td style="text-align: right;">10,003,138</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV リース契約により使用する固定資産に関する注記 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料 1年内 6,224千円 1年超 10,206千円 計 16,430千円</p> <p>V その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当事業年度において、退職手当317,246千円を支給するため、退職給付引当金317,246千円を使用する。</p>	セグメント区分	事業の内容	公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除	農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理		公共下水道事業	農業集落排水事業	合計	営業収益	22,813,621	104,528	22,918,149	営業費用	31,931,464	957,042	32,888,506	営業損益	△9,117,843	△852,514	△9,970,357	経常損益	△1,093,914	△5,240	△1,099,154	セグメント資産	644,533,657	14,771,586	659,305,243	セグメント負債	376,798,257	14,451,173	391,249,430	その他項目				特別損益	△83,292	△40,446	△123,738	減価償却費	21,760,079	714,541	22,474,620	有形固定資産及び無形固定資産の増加額	10,402,351	△399,213	10,003,138
建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年																																																												
構築物	50年	機械及装置	10年～20年																																																												
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年																																																												
セグメント区分	事業の内容																																																														
公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除																																																														
農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理																																																														
	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計																																																												
営業収益	22,813,621	104,528	22,918,149																																																												
営業費用	31,931,464	957,042	32,888,506																																																												
営業損益	△9,117,843	△852,514	△9,970,357																																																												
経常損益	△1,093,914	△5,240	△1,099,154																																																												
セグメント資産	644,533,657	14,771,586	659,305,243																																																												
セグメント負債	376,798,257	14,451,173	391,249,430																																																												
その他項目																																																															
特別損益	△83,292	△40,446	△123,738																																																												
減価償却費	21,760,079	714,541	22,474,620																																																												
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	10,402,351	△399,213	10,003,138																																																												

VI 關 連 議 案

第 10 号議案

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例（平成 8 年 3 月 条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
(名称等)	(名称等)																		
第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立西 体育館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市立小 野浜公園球 技場</td> <td>神戸市中央区小野浜町 131 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西 体育館	[略]	神戸市立小 野浜公園球 技場	神戸市中央区小野浜町 131 番地	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立西 体育館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西 体育館	[略]	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立西 体育館	[略]																		
神戸市立小 野浜公園球 技場	神戸市中央区小野浜町 131 番地																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立西 体育館	[略]																		
[略]	[略]																		

(事業)

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館、神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

[略]

備考

1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(事業)

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

別表第7 神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

[略]

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の神戸市立体育施設条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立小野浜公園球技場に係る新条例第4条の許可、新条例第6条の使用料の收受、新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な

行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

（都市公園条例の一部改正）

3 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前													
別表第1（第2条関係）											別表第1（第2条関係）													
(1) 附属設備を除く有料公園施設											(1) 附属設備を除く有料公園施設													
都市公園名			有料公園施設								都市公園名			有料公園施設										
[略]			[略]								[略]			[略]										
布引公園			[略]								布引公園			[略]										
[略]			[略]								小野浜公園			球技場										
[略]			[略]								[略]			[略]										
(2) [略]											(2) [略]													
別表第2（第14条関係）											別表第2（第14条関係）													
(1)～(5) [略]											(1)～(5) [略]													
(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合											(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合													
種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用	種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用	
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
球技場	瀬戸公園	[略]							[略]			球技場	瀬戸公園	[略]						[略]				
	海浜公園	[略]							[略]				小野浜公園	[略]							[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
(7)、(8) [略]											(7)、(8) [略]													
備考 [略]											備考 [略]													

理 由

小野浜公園球技場を体育施設として設置することに伴い、条例を改正する必要があるため。

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

本改正条例の本則にて小野浜公園球技場を【神戸市立体育施設条例】の体育施設として規定し、供用する事に伴い、小野浜公園球技場の【神戸市都市公園条例】上の有料公園施設としての供用を本改正条例の附則にて廃止する。そのため、神戸市都市公園条例の一部を下記の内容のとおり改正するものである。

2. 内 容

神戸市都市公園条例における下記の①及び②のとおり別表の一部を削除する。

①別表第 1（第 2 条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

「小野浜公園 球技場」を削除する。

②別表第 2（第 1 4 条関係）

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

「小野浜公園」を削除する。

3. 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（都市公園条例上の有料公園施設としての供用廃止は令和 7 年 4 月 1 日予定）

第 17 号議案

神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件

神戸市道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について同公社から次のとおり協議があったので、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第3項の規定により、同公社と共同して国土交通大臣に当該定款の変更の認可の申請を行う。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年12月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造 様

神戸市道路公社

理事長 三島功裕 ㊟

道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更の認可申請の協議について

道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第2項及び第3項の規定により貴市と共同して国土交通大臣に認可の申請をしたいので、同条第3項の規定により協議します。

記

次の表の改正前の欄に掲げる規定の太線の表示部分を削る。

改正後	改正前														
<p>(道路の整備に関する基本計画) 第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(道路の整備に関する基本計画) 第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">市道大倉山線（荒田地下駐車場）</td> <td style="text-align: center;">神戸市兵庫区荒田町2丁目地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	[略]	[略]	市道大倉山線（荒田地下駐車場）	神戸市兵庫区荒田町2丁目地内	[略]	[略]
路線名	管理の区間														
[略]	[略]														
[略]	[略]														
路線名	管理の区間														
[略]	[略]														
市道大倉山線（荒田地下駐車場）	神戸市兵庫区荒田町2丁目地内														
[略]	[略]														

理 由

地方道路公社法第 5 条第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方道路公社法 ぬきがき

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画

(8)、(9) [略]

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第6項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行うものとする。

4、5 [略]

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件

1. 趣 旨

本件は、神戸市道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、同公社と共同して国土交通大臣に認可の申請を行うに当たり、地方道路公社法第 5 条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするもの。

2. 内 容

神戸市道路公社が所管する荒田地下駐車場（荒田公園駐車場）について、料金徴収期間満了に伴い、本市に移管するにあたり、同公社の定款の一部を変更する。

（1）市道大倉山線（荒田地下駐車場）の削除

神戸市道路公社定款 第 4 章道路の整備に関する基本計画 第 15 条について、本市に移管する市道大倉山線（荒田地下駐車場）を削除する。

第 18 号議案

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例の件
神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例
(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第1条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成5年10月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			
別表第1（第2条関係）			
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町2丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車	
[略]	[略]	[略]	
神戸市長田北町駐車場	[略]	普通自動車及び自動二輪車	
[略]	[略]	[略]	
別表第2（第3条関係）			
名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
神戸市荒田公園駐車場	午前5時から午後11時まで	午前5時から午後12時まで	
神戸市和田岬駅前駐車場	午前6時30分から午後11時まで	午前6時30分から午後12時まで	
神戸市長田北町駐車場	午前7時から午後10時まで	午前7時から午後11時まで	
[略]	[略]	[略]	
別表第3（第5条関係）			
名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	[略]
神戸市荒田公園駐車場		入車の時から30分を経過するまでには150円、入車から30分を経過した後には10分につき50円	810円
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

改正前			
別表第1（第2条関係）			
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
神戸市長田北町駐車場	[略]	普通自動車	
[略]	[略]	[略]	
別表第2（第3条関係）			
名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
神戸市和田岬駅前駐車場	午前7時から午後11時まで	午前7時から午後12時まで	
神戸市長田北町駐車場			
[略]	[略]	[略]	
別表第3（第5条関係）			
名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

別表第4（第5条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸 駅南駐車場	[略]	[略]	[略]			
神戸市荒田 公園駐車場		1,650円相当の回数駐車券 1,500円	午前7時から午後10時まで 17,310円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後10時まで 14,260円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 9,170円	19,350円
[略]						

備考 [略]

別表第4（第5条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸 駅南駐車場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]

備考 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第2条 神戸市立路外駐車場条例(昭和42年3月条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第2条、第3条関係）

名称	位置	使用の対象
[略]	[略]	[略]
神戸市立花隈駐車場	[略]	普通自動車及び自動二輪車
[略]	[略]	[略]

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮パーク	北ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあつては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあつては15分につき100円	1,530円
	南ブロック	日曜日及び土曜日並びに休日 午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあつては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあつては25分につき200円	2,040円
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

改正前

別表第1（第2条、第3条関係）

名称	位置	使用の対象
[略]	[略]	[略]
神戸市立花隈駐車場	[略]	普通自動車
[略]	[略]	[略]

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮パーク	北ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあつては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあつては15分につき100円	1,530円
	南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあつては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあつては15分につき100円	1,020円
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあつては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあつては25分につき200円	1,530円
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第3条 神戸市立路外駐車場条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<u>神戸市駐車場条例</u>	<u>神戸市立路外駐車場条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>道路交通の円滑化を図るため、本市が設置する駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定される路外駐車場及び道路法(昭和27年法律第180号)第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場(以下単に「駐車場」という。)</u> の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、本市が設置する路外駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(設置)	(設置)
第2条 駐車場法に基づき、 <u>路外駐車場を設置し、その名称及び位置は別表1のとおりとする。</u>	第2条 <u>道路交通の円滑化を図るため、駐車場法(昭和32年法律第106号)</u> に基づき、駐車場を設置する。
2 <u>道路法第24条の2第1項に基づき</u>	2 <u>駐車場の名称及び位置は、別表第</u>

駐車料金を徴収する自動車駐車を設置し、その名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(使用の対象)

第3条 駐車場の使用の対象となる自動車は、普通自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)及び自動二輪車(同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。)とし、各駐車場での対象は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(駐車場の供用等)

第4条 駐車場の供用日は1月1日から12月31日までとする。

2 駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、第12条の規定により駐車場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は駐車場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定による

1のとおりとする。

(使用の対象)

第3条 駐車場の使用の対象となる自動車は、別表第1のとおりとする。

(駐車の開始及び終了の時間)

第4条 駐車を開始できる時間及び駐車を終了できる時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

供用日若しくはその時間（以下「供用時間」という。）又は前項の規定による受付時間を変更することができる。

4 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公表するものとする。

（使用の期間及び駐車場の制限）

第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。

2 [略]

（利用料金）

第6条 市長は、指定管理者に駐車場の利用に係る利用料金（次項に規定する一時駐車料金並びに第5項に規定する回数駐車券及び第7項に規定する定期駐車券の料金を言う。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 一時駐車料金の額は、普通自動車及び自動二輪車については別表第3

（使用の期間）

第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の駐車を終了できる時間までを限度とする。

2 [略]

（駐車料金の額等）

第6条 駐車場の駐車料金の額は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）にあっては別表第3のとおりとし、自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）にあっては1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき410円とする。

2 普通自動車の1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が別表第3に規定

に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、普通自動車及び自動二輪車の1回の駐車に係る1日の一時駐車料金の1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を定め、一時駐車料金が1日の上限額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を駐車料金とする。

4 前項の上限額は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券を発行することができる。

6 前項の回数駐車券の額は、普通自

する1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を超える日の駐車料金は、当該上限額とする。この場合において、1回の駐車が2日以上にわたるときは、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

3 市長は、必要があると認めるときは、別表第4に規定する額の回数駐車券を発行することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、1月につき、普通自動車にあつては別表第4に規定する額の、自動二輪車にあつては6,110円の定期駐車券を発行することができる。

5 前項の定期駐車券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

6 前各項の規定にかかわらず、駐車

自動車及び自動二輪車の一時駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。

8 前項の定期駐車券の額は、1月につき、普通自動車及び自動二輪車にあつては別表4に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 指定管理者は、前項の定期駐車券の発行に当たっては、駐車の特を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

10 市長は、第2項、第4項、第6項及び第8項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公表するものとする。

場を有効に活用するために必要があると市長が認めるときは、当該駐車場における駐車料金、回数駐車券に係る料金又は定期駐車券に係る料金の額は、前各項に規定する額を超えない範囲内において規則で定める。

(駐車料金の徴収)

第7条 駐車料金は、自動車を駐車した者から駐車を終了した時に徴収す

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、次に掲げる普通自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する普通自動車 免除

ア 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する普通自動車

イ 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な普通自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する普通自動車

エ 次号に掲げる普通自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の会合そ

る。ただし、前条第3項の回数駐車券又は同条第4項の定期駐車券による料金については、その発行の時に徴収する。

(駐車料金の減免)

第8条 次に掲げる自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する自動車 免除

ア 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

イ 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車

エ 次号に掲げる自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の会合その他の活動へ

の他の活動への定期的な参加のため、3時間を超える駐車が必要があると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する普通自動車 利用料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する普通自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する普通自動車であってその介護者が運転するもの

(ア)～(ウ) [略]

2 前項第1号エの規定による利用料金の免除又は前項第2号の規定による利用料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

(利用料金の返還)

第8条 指定管理者は、既納の利用料金を返還しない。ただし、定期駐車券

の定期的な参加のため、3時間を超える駐車が必要であると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する自動車 駐車料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するもの

(ア)～(ウ) [略]

2 前項第1号エの規定による駐車料金の免除又は前項第2号の規定による駐車料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

(駐車料金の返還)

第9条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、定期駐車券又は回数駐車

又は回数駐車券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる。

(駐車の拒否)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

(1)～(3) [略]

第10条 [略]

(引取りの請求等)

第11条 市長は、第5条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により承認を受けた期間を超えて駐車場に駐車されている普通自動車及び自動二輪車(以下この条において「自動車」という。)があるときは、当該自動車の所有者または当該自動車に係る使用者(以下「所有者等」という。)に対し、当該自動車の引取りを請求することができる。

2 市長及び指定管理者は、前項の請求を行うために必要な限度において、駐車場に駐車されている自動車について、必要な調査を行うことができる。

(指定管理者の指定等)

券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

(1)～(3) [略]

第11条 [略]

(供用の休止)

第12条 市長は、補修をするときその他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた指定管理者に行わせるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2～4 [略]

第13条 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、市長の定める日から施行する。

第13条 市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 駐車料金の徴収、減額及び免除に関する業務

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第6条第3項及び第4項、第10条並びに前条の規定の適用については、これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条 [略]

附 則

この条例は、市長の定める日から施行する。

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第2条 市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条第2項及び第3項、第9条、第11条第2項の規定の適用については、第4条第2項中「第12条の規定により駐車場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「指定管理者は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と

する。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行うときは、駐車場を利用する者は、指定管理者不在時等開始時の直前の第6条第2項、第4項、第6項及び第8項の承認に係る利用料金の額を、使用料として市に納付しなければならない。

3 前項の使用料については、指定管理者不在時等期間は、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

4 第2項の使用料は、指定管理者不在等期間は、規則に定めるところにより、全部又は一部を返還することができる。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後

別表第2（第2条、第3条関係）

名称	位置	使用の対象
神戸市神戸駅南駐車場	神戸市中央区東川崎町1丁目市道神戸駅裏線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町2丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市和田岬駅前駐車場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目市道西出高松前池線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市長田北町駐車場	神戸市長田区北町3丁目県道神戸明石線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市新長田駅前駐車場	神戸市長田区若松町4丁目市道若松線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町市道舞子駅北線路面下	普通自動車及び自動二輪車

別表第3（第6条関係）

名称	駐車料金		1日当りの上限額	自動二輪車（1日1回）
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額		
神戸市立三宮南ブロック、北ブロック、南ブロック駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	30分につき250円	1,530円	410円
	日曜日及び土曜日並びに休日		1,830円	
神戸市立花隈駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	30分につき250円	1,300円	410円

第3条による改正前

別表第2（第4条関係）

名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	終日
	南ブロック	
神戸市立花隈駐車場	午前7時から午後11時まで	午前7時から午後12時まで
神戸市立湊川公園駐車場	で	
神戸市立鈴蘭台駐車場		
神戸市立細田駐車場	終日	終日
神戸市立新長田駐車場		

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当りの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮南ブロック、北ブロック、南ブロック、宮前ク	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時まで、金曜日は60分につき100円、午前7時から午後10時までには15分につき100円	1,530円
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時まで、土曜日は60分につき100円、午前7時から午後10時までには25分につき200円	

	く。)			
	日曜日及び 土曜日並び に休日		1,400円	
神戸市立湊川公園駐車 場		30分につき200円	1,020円	410円
神戸市立鈴蘭台駐車場		1時間につき225円	1,020円	
神戸市立細田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市立新長田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市神戸駅南駐車場	月曜日から 金曜日まで (休日を除 く。)	30分につき200円	1,220円	310円
	日曜日及び 土曜日並び に休日		1,530円	
神戸市荒田公園駐車場		30分につき150円	810円	310円
神戸市和田岬駅前駐車 場	特定日以外 の日	30分につき150円	1,020円	310円
	特定日		1,500円	
神戸市長田北町駐車場	月曜日から 金曜日まで (休日を除 く。)	30分につき150円	1,020円	310円
	日曜日及び 土曜日並び に休日		510円	
神戸市新長田駅前駐車 場		30分につき150円	1,020円	310円
神戸市舞子駅前駐車場		30分につき150円	810円	310円

	日			
神戸市 立花隈 駐車場	月曜日 から金 曜日ま で(休 日を除 く。)	15分につき100円		1,020円
	日曜日 及び土 曜日並 びに休 日	午前0時から午前7時までにあつては1,020円、午前7時から 午後12時までにあつては15分につき100円		
神戸市 立湊川 公園駐 車場		15分につき100円		1,020円
神戸市 立鈴蘭 台駐車 場		駐車を開始した時から45分を経過するまでにあつては150円、 駐車を開始した時から45分を経過した後にあつては10分につ き50円		1,020円
神戸市 立細田 駐車場		午前0時から午前7時まで及び午後8時から午後12時まで あつては60分につき100円、午前7時から午後8時までにあつ ては30分につき100円		810円
神戸市 立新長 田駐車 場		午前0時から午前7時まで及び午後8時から午後12時まで あつては60分につき100円、午前7時から午後8時までにあつ ては30分につき100円		810円

備考

1、2 [略]

3 この表において「特定日」とは、御崎公園催事時で指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

別表第4（第6条関係）

名称	普通自動車定期駐車券 1月当たりの駐車料金	自動二輪車定期駐車券 1月当たりの駐車料金
神戸市立三宮駐北ブロック、南ブ 車場 ロック	44,500円	6,110円
神戸市立花隈駐車場	43,200円	6,110円
神戸市立湊川公園駐車場	27,500円	6,110円
神戸市立鈴蘭台駐車場	20,370円	
神戸市立細田駐車場	12,220円	
神戸市立新長田駐車場	15,280円	
神戸市神戸駅南駐車場	30,560円	4,580円
神戸市荒田公園駐車場	19,350円	4,580円
神戸市和田岬駅前駐車場	20,370円	4,580円
神戸市長田北町駐車場	19,350円	4,580円
神戸市新長田駅前駐車場	20,370円	4,580円
神戸市舞子駅前駐車場	15,280円	4,580円

備考

1、2 [略]

別表第4（第5条関係）

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金				
		昼間	平日昼間	夜間	全日	
神戸市北ブ 立三宮 駐車場 ク ク	3,300円相 当の回数 駐車券 3,000円 5,500円相 当の回数 駐車券 5,000円	27,500円 相当の回 数駐車券 25,000円 (普通自 動車に限 る。) 22,000円 相当の回 数駐車券 20,000円	午前7時か ら午後10時 まで	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後10 時まで 22,410円		35,650円
			午前7時か ら午後10時 まで 30,560円	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後10 時まで 22,410円		
神戸市立花 隈駐車場			午前7時か ら午後12時 まで 20,370円	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後12 時まで 14,260円	午前0時か ら午前8時 まで及び午 後8時から 午後12時ま で 14,770円	34,630円
神戸市立湊 川公園駐車 場			午前7時か ら午後8時 まで 23,430円	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後8 時まで 15,280円	午前0時か ら午前8時 まで及び午 後8時から 午後12時ま	27,500円

備考 [略]				で 12,220円	
	神戸市立鈴 蘭台駐車場	16,500円 相当の回 数駐車券 15,000円	午前8時か ら午後8時 まで 17,310円	午前0時か ら午前8時 まで及び午 後8時から 午後12時ま で 11,200円	20,370円 (月曜日 から金曜 日までの 日のみ使 用できる ものにあ っては、 14,260円)
	神戸市立細 田駐車場	11,000円 相当の回 数駐車券 10,000円	午前8時か ら午後8時 まで 10,190円	月曜日から金 曜日までの午 前8時から午 後8時まで 8,150円	12,220円 15,280円
	神戸市立新 長田駐車場				
					備考 [略]

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の廃止)

第4条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び附則第3条第1項 令和7年8月1日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 次条の規定 公布の日

(準備行為)

第2条 第1条の規定による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(以下「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市荒田公園駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

2 第3条の規定による改正後の神戸市駐車場条例(以下「第3条新条例」という。)の規定を施行するために必要な利用料金の收受、その他必要な行為は、第3条新条例の施行前においても、第3条新条例の例によりすることができる。

(経過措置)

第3条 附則第1条第1号の規定による施行日前に神戸市道路公社により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。この場合における駐車料金については、当該回数駐車券及び定期駐車券の発行の時に徴収したものとみなす。

2 第3条新条例の規定は、施行日以後に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金について適用し、同日前に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に神戸市により発行された回数駐車券については、施行

日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

理 由

荒田公園駐車場の移管、料金改定及び利用料金制への変更並びに行政目的が類似する条例を統合する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に
 基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を
 改正する等の条例の件

1. 趣 旨

(1) 利用料金制度

指定管理者の自主的な経営努力の発揮と会計事務等の効率化を図るため、地方自治法第 244 条の 2 の規定による利用料金制度を導入する。

(2) 料金改定

- ① 周辺駐車場に比べて料金格差がある駐車場において、料金改定を行う。
- ② 三宮駐車場の北入口閉鎖に伴い、三宮駐車場（北・南）の料金を統一する。

(3) 荒田公園駐車場の移管

荒田公園駐車場の事業期間満了に伴い、神戸市道路公社から移管を行う。

(4) 条例の統合

市営駐車場の設置・運営にかかる 2 条例を 1 条例に統合する。

2. 内 容

(1) 利用料金制度

- ・ 指定管理者は施設の使用に係る利用料金を収入として収受できる。
- ・ 料金は条例に規定する範囲内で、指定管理者が予め市長の承認を得て定める。
- ・ 入出庫の受付時間は、指定管理者が予め市長の承認を得て定める。

(2) 料金改正

①利用料金

- ・ 駐車料金

改正前		
三宮（北）	三宮（南）	花隈
平日 100 円／15 分 休日 200 円／25 分	100 円／15 分	100 円／15 分
改正後		
三宮（北）	三宮（南）	花隈
250 円／30 分	250 円／30 分	250 円／30 分

- ・ 1日あたりの上限額

改正前			
三宮（北）	三宮（南）	花隈	和田岬駅前
平日 1,530 円 休日 2,040 円	平日 1,020 円 休日 1,530 円	平日 1,020 円	1,020 円
改正後			
三宮（北）	三宮（南）	花隈	和田岬駅前
平日 1,530 円 休日 1,830 円	平日 1,530 円 休日 1,830 円	平日 1,300 円 休日 1,400 円	通常日 1,020 円 特定日 1,500 円

「特定日」とは、御崎公園催事時で指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

- ・ 全日定期駐車券（1月当たりの駐車料金）

改正前		
三宮（北）	三宮（南）	花隈
35,650 円	35,650 円	34,630 円
改正後		
三宮（北）	三宮（南）	花隈
44,500 円	44,500 円	43,200 円

②三宮駐車場の料金統一

三宮駐車場の北入口閉鎖に伴い、三宮駐車場（北・南）の料金を統一する。

(3) 荒田公園駐車場の移管

現在の供用時間、料金と同一とする。

(4) 条例の統合

「神戸市立路外駐車場条例」、「道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例」を統合し、新たに「神戸市駐車場条例」とする。

3. 施行期日

令和 7 年 8 月 1 日	(3) 荒田公園駐車場の移管
令和 7 年度内	(2) ② 別途規則で定める
令和 8 年 4 月 1 日	上記以外

第 19 号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭
和 58 年 4 月 条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(自転車等の放置の禁止) 第 10 条 [略] <u>2 自転車等の利用者等は、自転車等 放置禁止区域外の公共の場所におい て、自転車等を放置することにより 当該公共の場所の機能の低下を生じ させてはならない。</u>	(<u>自転車等放置禁止区域における自 転車等の放置の禁止</u>) 第 10 条 [略]

(自転車等放置禁止区域における自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の撤去(自転車等を当該場所に固定する器具の破壊その他の移動のために必要な措置をとり、自転車等を当該場所から移動させることをいう。以下同じ。)及び保管をすることができる。

(公共の場所における自転車等の放置に対する措置)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けた自転車等が、市が管理する公共の場所又は当該管理者から措置の要請のあつた公共の場所において、当該公共の場所の機能を阻害

(自転車等の放置等に対する措置)

第11条 市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等の撤去(自転車等を当該場所に固定する器具の破壊その他の移動のために必要な措置をとり、自転車等を当該場所から移動させることをいう。以下同じ。)及び保管をしなければならない。

第12条 [略]

2 前条の規定は、市が管理する公共の場所又は当該管理者から措置の要請のあつた公共の場所において自転車等が規則で定める相当の期間継続して置かれ、又は放置されていると

するものとして規則で定める態様で
放置されているときは、当該自転車
等の撤去及び保管をすることができ
る。

3 市長は、市が管理する公共の場所
又は管理者から措置の要請のあつた
公共の場所において、自転車等が放
置されていることにより公共の場所
の機能が著しく阻害され、早急な対
応が必要と認められるときは、前2
項の規定にかかわらず当該自転車等
の撤去及び保管をすることができ
る。

(保管した自転車等に係る措置)

第13条 市長は、法第6条第2項の規
定により公示をしようとするとき
は、自転車等の保管及び返還の場所
その他規則で定める事項を公示する
ものとする。

2 前項に規定する公示は、神戸市公
告式条例（昭和25年8月条例第198
号）に規定する方法又は撤去した自
転車等が放置されていた場所若しく
はその付近に掲示する方法で、行う
ものとする。

3 市長は、第11条、前条第2項及び第
3項の規定により保管した自転車等
につき、第1項の規定による公示の

認められるときについて準用する。

(保管した自転車等に係る措置)

第13条 市長は、法第6条第2項の規
定により公示をしようとするとき
は、自転車等の保管及び返還の場所
その他規則で定める事項を告示する
ものとする。

2 市長は、第11条第2項（前条第2項
において準用する場合を含む。）及び
第23条の2の規定により保管した自

日から規則で定める相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(市立自転車駐車場の設置)

第15条 [略]

2 市立自転車駐車場は、次に掲げる種別とし、別表第1に掲げるとおりとする。

(1) 有料市立自転車駐車場

(2) 無料市立自転車駐車場

3～5 [略]

(使用の範囲)

第16条 市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等及び道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下同じ。)のうち総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のもの(以下「小型自動二輪車」という。)とする。

自転車等につき、前項の規定による告示の日から規則で定める相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(市立自転車駐車場の設置)

第15条 [略]

2～4 [略]

(使用の範囲)

第16条 市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等とする。

2 [略]

3 小型自動二輪車は、原動機付自転車とみなして、この章の規定を準用する。

(使用の種別)

第18条 有料市立自転車駐車場の使用の種別は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(駐車料)

第19条 有料市立自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定める場合を除くほか、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料を納付しなければならない。

(駐車料を納付していない自転車等に対する措置)

第23条の2 市長は、駐車料を納付しないで有料市立自転車駐車場に自転車等が駐車されていることにより、当該有料市立自転車駐車場周辺の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、自転車等放置禁止区域内において放置されている自転車等の例により、当該駐車に係る自転車等の撤去、保管、公示、売却その他の措置を講ずることができる。

2 [略]

(使用の種別)

第18条 市立自転車駐車場の使用の種別は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(駐車料)

第19条 市立自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定める場合を除くほか、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料を納付しなければならない。

(駐車料を納付していない自転車等に対する措置)

第23条の2 市長は、駐車料を納付しないで市立自転車駐車場に自転車等が駐車されていることにより、当該市立自転車駐車場周辺の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、自転車等放置禁止区域内において放置されている自転車等の例により、当該駐車に係る自転車等の撤去、保管、告示、売却その他の措置を講ずることができる。

(市立自転車駐車場における自転車等の残置に対する措置)

第23条の3 市長は、市立自転車駐車場において、規則で定める相当の期間継続して自転車等が置かれている場合であつて、第23条第2号の規定に該当すると認めるときは、市が管理する公共の場所の機能を阻害するものとして規則で定める態様で放置されていると認められる自転車等の例により、撤去、保管、公示、売却その他の措置を講ずることができる。

(市立自転車駐車場に放置されている自動車及び原動機付自転車の調査)

第23条の4 市長は、市立自転車駐車場において放置されている道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車について、公務所又は公私の団体に照会し必要な事項を調査することができる。

(指定管理者の指定等)

第26条 [略]

2、3 [略]

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(市立自転車駐車場における自転車等の残置に対する措置)

第23条の3 市立自転車駐車場において、規則で定める相当の期間継続して自転車等が置かれている場合であつて、第23条第2号の規定に該当すると認めるときは、市が管理する公共の場所において規則で定める相当の期間継続して置かれていると認められる自転車等の例により、撤去、保管、告示、売却その他の措置を講ずることができる。

(指定管理者の指定等)

第26条 [略]

2、3 [略]

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 [略]

第38条 削除

別表第1

(1) 有料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通3丁目、旭通4丁目、旭通5丁目、琴ノ緒町2丁目、琴ノ緒町3丁目、琴ノ緒町4丁目、琴ノ緒町5丁目、雲井通3丁目、雲井通4丁目、雲井通5丁目、雲井通6丁目、雲井通7丁目、雲井通8丁目、小野柄通3丁目、小野柄通4丁目、小野柄通5丁目、小野柄通6丁目、小野柄通7丁目、小野柄

5 [略]

(告示の方法)

第38条 第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項の規定による告示の方法は、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）に規定するところによるほか、当該自転車等放置禁止区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

別表第1 市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通3丁目、旭通4丁目、旭通5丁目、琴ノ緒町2丁目、琴ノ緒町3丁目、琴ノ緒町4丁目、琴ノ緒町5丁目、雲井通3丁目、雲井通4丁目、雲井通5丁目、雲井通6丁目、雲井通7丁目、雲井通8丁目、小野柄通3丁目、小野柄通4丁目、小野柄通5丁目、小野柄通6丁目、小野柄通7丁目、小野柄

	通 8 丁目、御幸通 4 丁目、御幸通 5 丁目、御幸通 6 丁目、御幸通 7 丁目、御幸通 8 丁目、磯上通 4 丁目、磯上通 5 丁目、磯上通 6 丁目、磯上通 7 丁目、磯上通 8 丁目、三宮町 1 丁目、三宮町 2 丁目、加納町 4 丁目、加納町 5 丁目、加納町 6 丁目、北長狭通 1 丁目、北長狭通 2 丁目、中山手通 1 丁目、 <u>布引町 4 丁目</u> 、 <u>磯辺通 2 丁目</u> 及び <u>浜辺通 4 丁目</u>		通 8 丁目、御幸通 4 丁目、御幸通 5 丁目、御幸通 6 丁目、御幸通 7 丁目、御幸通 8 丁目、磯上通 4 丁目、磯上通 5 丁目、磯上通 6 丁目、磯上通 7 丁目、磯上通 8 丁目、三宮町 1 丁目、三宮町 2 丁目、加納町 4 丁目、加納町 5 丁目、加納町 6 丁目、北長狭通 1 丁目、北長狭通 2 丁目、中山手通 1 丁目及 <u>び布引町 4 丁目</u>
神戸市立元町駅前自転車駐車場	中央区三宮町 2 丁目、三宮町 3 丁目、元町通 1 丁目、元町通 2 丁目、北長狭通 2 丁目、北長狭通 3 丁目、北長狭通 4 丁目、北長狭通 5 丁目、 <u>北長狭通 6 丁目</u> 、 <u>花隈町</u> 及び元町高架通	神戸市立元町駅前自転車駐車場	中央区三宮町 2 丁目、三宮町 3 丁目、元町通 1 丁目、元町通 2 丁目、北長狭通 2 丁目、北長狭通 3 丁目、北長狭通 4 丁目、北長狭通 5 丁目及 <u>び元町高架通</u>
神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通 1 丁目、多聞通 2 丁目、多聞通 3 丁目、多聞通 4 丁目、多聞通 5 丁目、相生町 1 丁目、相生町 2 丁目、相生町 3 丁目、相生町 4 丁目、東川崎	神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通 1 丁目、多聞通 2 丁目、多聞通 3 丁目、多聞通 4 丁目、多聞通 5 丁目、相生町 1 丁目、相生町 2 丁目、相生町 3 丁目、相生町 4 丁目、東川崎

	町 1 丁目、中町通 2 丁目、 中町通 3 丁目、 <u>古湊通 1 丁目、元町通 7 丁目及び 元町高架通</u>
[略]	[略]
神戸市立湊 川駅前自 転車駐 車場	兵庫区荒田町 1 丁目、荒 田町 2 丁目、 <u>荒田町 4 丁 目、東山町 1 丁目</u> 、福原 町、新開地 1 丁目、上沢通 1 丁目、松本通 1 丁目、下 沢通 1 丁目及び中道通 1 丁目
[略]	[略]
神戸市立和 田岬駅前自 転車駐 車場	[略]
[略]	[略]
神戸市立鈴 蘭台駅前自 転車駐 車場	[略]

	町 1 丁目、中町通 2 丁目、 中町通 3 丁目及び <u>古湊通 1 丁目</u>
[略]	[略]
神戸市立湊 川駅前自 転車駐 車場	兵庫区荒田町 1 丁目、荒 田町 2 丁目、福原町、新開 地 1 丁目、上沢通 1 丁目、 松本通 1 丁目、下沢通 1 丁目及び中道通 1 丁目
[略]	[略]
神戸市立和 田岬駅前自 転車駐 車場	[略]
神戸市立山 の街駅前自 転車駐 車場	北区山田町下谷上、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、緑 町 3 丁目、緑町 6 丁目及 び緑町 7 丁目
[略]	[略]
神戸市立鈴 蘭台駅前自 転車駐 車場	[略]
神戸市立西 鈴蘭台駅前 自転車駐 車場	北区北五葉 1 丁目、北五 葉 2 丁目、南五葉 1 丁目、 南五葉 2 丁目及び鳴子 1 丁目

		神戸市立田	北区有野中町3丁目、有尾寺駅前	自転車駐	車場	野町中町4丁目、藤原台北町6丁目、藤原台北町7丁目、有野町有野及び有野町二郎
		神戸市立神	北区鹿の子台北町1丁目、鹿の子台北町2丁目、	自転車駐	車場	鹿の子台北町5丁目及び道場町日下部
		神戸市立岡	北区藤原台北町1丁目、	場駅前自	転	藤原台北町2丁目、藤原台中町1丁目、藤原台中町2丁目、藤原台中町3丁目、有野中町1丁目及び有野町有野
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		神戸市立舞		子駅前自	転	[略]
		子駅前自		転	車駐	車場
		神戸市立西	垂水区舞子台5丁目、舞	子駅前自	転	子台6丁目、舞子台8丁目、西舞子2丁目、西舞子3丁目、西舞子5丁目及び狩口台7丁目
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		神戸市立西		神中央駅	前	[略]
		神中央駅		前	自	転
		前		自	転	車駐
		車駐		車	駐	車

場	
---	--

場	
---	--

神戸市立木幡駅前自転車駐車場	西区押部谷町木津及び押部谷町木幡
神戸市立栄駅前自転車駐車場	西区押部谷町栄

(2) 無料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
神戸市立阪神住吉駅前自転車駐車場	東灘区住吉宮町5丁目
神戸市立石屋川駅前自転車駐車場	東灘区御影石町2丁目
神戸市立西灘駅前自転車駐車場	灘区都通5丁目
神戸市立阪神春日道駅前自転車駐車場	中央区吾妻通1丁目、北本町通1丁目、北本町通2丁目、脇浜町3丁目及び脇浜海岸通2丁目

神戸市立 新神戸駅前 自転車駐 車場	中央区加納町1丁目、生 田町1丁目及び熊内町7 丁目
神戸市立 大倉山駅前 自転車駐 車場	中央区楠町4丁目、楠町 7丁目及び楠町8丁目
神戸市立 みなとじ ま駅前自 転車駐 車場	中央区港島中町4丁目
神戸市立 市民広場 駅前自 転車駐 車場	中央区港島中町6丁目
神戸市立 大開駅前 自転車駐 車場	兵庫区水木通7丁目、水 木通8丁目、大開通7丁 目及び大開通8丁目
神戸市立 上沢駅前 自転車駐 車場	兵庫区上沢通8丁目及び 下沢通8丁目並びに長田 区四番町1丁目及び五番 町1丁目
神戸市立 中央市場 駅前自	兵庫区中之島1丁目及び 中之島2丁目

転車駐車場	
神戸市立御崎公園駅前自転車駐車場	兵庫区浜中町1丁目及び金平町1丁目
神戸市立山の街駅前自転車駐車場	北区山田町下谷上、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町6丁目及び緑町7丁目
神戸市立西鈴蘭台駅前自転車駐車場	北区北五葉1丁目、北五葉2丁目、南五葉1丁目、南五葉2丁目及び鳴子1丁目
神戸市立田尾寺駅前自転車駐車場	北区有野中町3丁目、有野町中町4丁目、藤原台北町6丁目、藤原台北町7丁目、有野町有野及び有野町二郎
神戸市立神鉄道場駅前自転車駐車場	北区鹿の子台北町1丁目、鹿の子台北町2丁目、鹿の子台北町5丁目及び道場町日下部
神戸市立岡場駅前自転車駐車場	北区藤原台北町1丁目、藤原台北町2丁目、藤原台中町1丁目、藤原台中町2丁目、藤原台中町3丁目、有野中町1丁目及

	び有野町有野
神戸市立 J R 道場 駅前自転 車駐車場	北区道場町生野
神戸市立 箕谷駅前 自転車駐 車場	北区山田町下谷上、松が 枝町1丁目及び松が枝町 3丁目
神戸市立 花山駅前 自転車駐 車場	北区山田町上谷上
神戸市立 大池駅前 自転車駐 車場	北区西大池1丁目
神戸市立 唐櫃台駅 前自転車 駐車場	北区唐櫃台2丁目
神戸市立 五社駅前 自転車駐 車場	北区有野町有野
神戸市立 道場南口 駅前自転	北区道場町日下部

車駐車場	
神戸市立 苅藻駅前 自転車駐 車場	長田区浜添町5丁目
神戸市立 駒ヶ林駅前 自転車駐 車場	長田区二葉町5丁目及び 南駒栄町
神戸市立 東須磨駅前 自転車駐 車場	須磨区堀池町1丁目及び 若木町1丁目
神戸市立 月見山駅前 自転車駐 車場	須磨区離宮前町2丁目
神戸市立 須磨寺駅前 自転車駐 車場	須磨区天神町5丁目
神戸市立 総合運動 公園駅前 自転車駐 車場	須磨区弥栄台2丁目
神戸市立 西舞子駅前	垂水区舞子台5丁目、舞 子台6丁目、舞子台8丁

前自転車 駐車場	目、西舞子2丁目、西舞 子3丁目、西舞子5丁目 及び狩口台7丁目
神戸市立 木幡駅前 自転車駐 車場	西区押部谷町木津及び押 部谷町木幡
神戸市立 栄駅前自 転車駐車 場	西区押部谷町栄
神戸市立 押部谷駅 前自転車 駐車場	西区押部谷町福住

第2条 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
別表第1 (1) 有料市立自転車駐車場の名称及	別表第1 (1) 有料市立自転車駐車場の名称及

び位置の指定を行うことができる
区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立鷹取駅前南自転車駐車場	長田区浪松町2丁目、浪松町3丁目、浪松町4丁目、長楽町2丁目、長楽町3丁目、長楽町4丁目、本庄町2丁目、本庄町3丁目、本庄町4丁目、海運町2丁目及び海運町3丁目
神戸市立鷹取駅前北自転車駐車場	須磨区行平町1丁目、行平町2丁目、行平町3丁目、青葉町1丁目、青葉町2丁目及び大池町5丁目
[略]	[略]

(2) [略]

び位置の指定を行うことができる
区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立鷹取駅前自転車駐車場	長田区浪松町2丁目、浪松町3丁目、浪松町4丁目、長楽町2丁目、長楽町3丁目、長楽町4丁目、本庄町2丁目、本庄町3丁目、本庄町4丁目、海運町2丁目及び海運町3丁目並びに須磨区行平町1丁目、行平町2丁目、行平町3丁目、青葉町1丁目、青葉町2丁目及び大池町5丁目
[略]	[略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和8年4月1日

(2) 第1条中神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第15条、第23条の4、第26条及び別表第1の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立鷹取駅前南自転車駐車場及び神戸市立鷹取駅前北自転車駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、第2条の規定の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

放置自転車等の対応を強化する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の 整備に関する条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

放置自転車等の対応を強化するため、条例の一部を改正する。

2. 内 容

(1) 自転車等放置禁止区域外の放置自転車等への対応

- ① 自転車等を放置することにより公共の場所の機能を低下させてはいけなると明確にする。
- ② 注意札を取り付けられた日から起算して 30 日を経過し、かつ 30 日以内に 3 回以上注意札を取り付けたにも関わらず、社会通念上同一とみなされる場所で自転車等が放置されているときに撤去を可能にすることを新たに規則に委任できるように文言を修正する。
- ③ 歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがある等早急な対応が必要と認められるときに撤去を可能にする。

(2) 自転車駐車場内の自動二輪車の取り扱いの明確化と放置に関する調査

- ① 50cc を超え 125cc 以下の自動二輪車の記載を規則から条例に移し、自転車駐車場の使用範囲を明確にし、自転車駐車場内に長期放置されている 50cc を超え 125cc 以下の自動二輪車への措置を可能にする。
- ② 自転車駐車場に長期放置されている自動車及び原動機付自転車について、所有者情報等の必要な事項の調査を可能にする。

(3) 自転車駐車場の長期放置車両に対する措置

- ・ 無料の自転車駐車場も条例に位置づけし、有料自転車駐車場と同様に長期放置車両に対する措置を可能にする。

(4) その他

- ① 放置禁止区域内に放置されている自転車等の利用者等への移動命令と撤去保管義務について条文を一つにまとめ、文言を修正する。
- ② 撤去保管した自転車等の公示方法の記載が複数の条にあるため、条文を一つにまとめ、公示方法を選択できるようにする。
- ③ 花隈駅前駐輪場を元町駅前駐輪場へ、西元町駐輪場を神戸駅前駐輪場へ統合する。
- ④ 鷹取駅前駐輪場を区ごとに駐輪場を管理運営するために、鷹取駅前北駐輪場と鷹取駅前南駐輪場へ分割する。

3. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日… (2) ②、(3)、(4) ③

令和 8 年 4 月 1 日… (4) ④

令和 7 年 10 月 1 日… 上記以外